

東吾妻町過疎地域持続的発展計画（変更案）

（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

令和 7 年 1 2 月

令和 8 年 月変更

東 吾 妻 町

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 東吾妻町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 町行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 計画	15
3. 産業の振興	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	21
(3) 計画	22
(4) 産業振興促進事項	30
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	30
4. 地域における情報化	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 計画	31
5. 交通通信体系の整備、交通手段の確保	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	34
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
6. 生活環境の整備	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	39
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	45
(3) 計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	51
8. 医療の確保	52
(1) 現況と問題点	52
(2) その対策	52
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	54
9. 教育の振興	55
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	55
(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	58
10. 集落の整備	59
(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	59
(3) 計画	59
11. 地域文化の振興等	61
(1) 現況と問題点	61
(2) その対策	61
(3) 計画	62
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	63
12. 再生可能エネルギーの利用の促進	64
(1) 現況と問題点	64
(2) その対策	64
(3) 計画	64
13. その他地域の自立促進に関し必要な事項	66
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策	66
(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	68
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	69

1 基本的な事項

(1) 東吾妻町の概況

① 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

・自然条件

東吾妻町は、群馬県の北西部に位置し、北は中之条町、東は渋川市、南は高崎市、西は長野原町に接しています。

町域の面積は、253.91㎢あり、地形は榛名山の北麓に位置し、榛名山系を源とする湧水や緑豊かな環境に恵まれています。

気候的には、標高差と複雑な地形により地域差はあるものの、積雪は少なく年間を通して比較的過ごしやすい気候風土となっています。

・歴史的条件

東吾妻町は、平成18年3月27日に地方分権社会の進展や住民ニーズの多様化、人口減少と少子高齢化、財政基盤の強化と行政改革等に対応するため、東村と吾妻町が合併し誕生しました。

旧東村は、地理的条件や支配勢力によって、幾多の分合や改称が行われて来ましたが、明治時代になって新巻村、奥田村、五町田村、箱島村、岡崎新田村（現在の大字）がそれぞれ独立した村となりました。明治17年に五ヶ村連合となり、明治22年の町村制の施行により名実共に合併し、吾妻郡の東部に位置する村という意味で、東村が誕生しました。

旧吾妻町は、明治22年の町村制の施行により原町、太田村、岩島村、坂上村が誕生し、昭和30年には町村合併促進法によりこれら4町村が合併して原町として誕生し、翌31年に吾妻町に名称変更しました。

・社会的条件

東吾妻町は、県庁所在地の前橋市へ約40km（車で約1時間）、高崎市へ約50km（車で約1時間20分）、東京都心まで約170km（関越自動車道を利用して約3時間）の距離にあります。

鉄道は、渋川市と嬭恋村を結ぶJR吾妻線が通り、JR上越線を経由して高崎駅で新幹線に接続しています。

また、道路は長野原町や沼田市へ通じる国道145号、県道渋川東吾妻線、高崎市や草津町へ通じる国道406号や県道高崎東吾妻線、現在整備中であり一部区間で供用が開始されている高規格道路（上信自動車道）や国道353号で関越自動車道渋川伊香保インターチェンジと結ばれ、鉄道

・道路とも約40分で高速交通網の利用が可能です。

路線バスは、民間会社による代替バス6路線が確保されています。

・経済的条件

東吾妻町の基幹産業である農業は低迷が続く中、年々後継者が不足し昭和35年には3,274戸あった農家数は、平成27年には1,423戸に激減し、令和2年には1,282戸と更なる減少が続いています。

こうした中、工業製品の出荷額を見ると昭和51年に143億8,736万円だったものが平成30年には、403億6,918万円と2倍以上に伸びており、令和3年には430億4,273万円と順調に推移しています。

従業者数も昭和51年の1,225人から平成30年では1,920人に増加し、令和3年では

1, 725人と若干減少しましたが、建設業やサービス業も増加しており、就業者が第一次産業から第二次、第三次産業へ移行していることが如実にうかがえます。

このように、町の経済を支える産業基盤は大きく変化しており、雇用労働者が増加していることから各家庭の所得は安定収入を得られるようになってきており、地域経済は年々成長してきています。

しかし、経済の流通経路等の面から見た場合、高速道路網から取り残されている吾妻地域においては、新たな企業誘致を図ることは困難な状況が続いていますが、高規格道路（上信自動車道）の一部供用開始など整備が進められている状況であり、一日でも早い完成が望まれています。

② 東吾妻町における過疎の状況

旧東村は、昭和25年当時人口5,537人であったものが、昭和30年には3,732人に、昭和35年には3,402人に激減しました。以降も減少は続き、昭和40年に3,063人（減少率10%）を示し、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法により過疎地域の指定を受けました。以降、生活・産業基盤の整備に取り組んだ結果、昭和50年・55年国勢調査の人口が2,780人と同数となり成果が現れ、昭和55年の過疎地域振興特別措置法では4年間の経過措置団体となりました。

しかし、我が国が高度成長を遂げる中で、人口減少率に比べて若年層（15～34歳）の減少率が高く、基幹産業である農林業従事者、とりわけ若者の都市への流出が高率を示し、加えて出生率の低下が後の人口減少を加速させ、急激な高齢化の進展（昭和35年から35年間の人口減少率25.0%）で、平成12年施行の過疎地域自立促進特別措置法では、再度、過疎地域の指定を受けました。

旧吾妻町は、合併した昭和30年当時人口22,423人であったものが、昭和40年には19,457人に、昭和45年には17,978人に激減しました。

昭和45年以降はようやく減少傾向も鈍化してきましたが、平成2年にはついに1万7千人を割り16,526人にまでなっています。

この結果人口減少率は、昭和35年国勢調査人口に対する昭和60年国勢調査人口減少率が20.31%になったうえに、65歳以上の高齢者比率が昭和60年国勢調査において16.5%となり、町の財政力指数が0.38となっていることから、平成2年に過疎地域の指定を受けました。

こうした激しい人口減少は、我が国が高度経済成長を遂げる中で都市への人口流出が続いたうえに、生産人口が減少したのが原因と判断されます。

旧吾妻町で昭和45年から進めてきた工場誘致等の効果によって人口減少率1.0%未満を保った時期もあり、平成12年4月1日過疎地域自立促進特別措置法の施行により、人口要件である高齢者比率及び若年者比率が指定要件を満たさず「特定市町村」の指定となり、5年間の経過措置を受けました。

しかし、平成12年以降は、出生率の低下もあり人口減少率が4.0%を超える状況となってきました。

平成18年3月に合併した後の東吾妻町は、改正前の過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、旧東村地区は引き続き過疎地域の指定を受けました。その後、平成22年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長により、町内全域が過疎地域の指定を受け令和2年3月末まで「東吾妻町過疎地域自立促進計画」により対策に取り組んできました。

令和3年4月1日からは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、引き続き町内全域が過疎地域に指定されました。

③ 社会経済的発展の方向

東吾妻町が属する吾妻地域は、豊かな自然と温泉をはじめとする豊富な地域資源を有しており、農業と観光産業などとの連携による地域の活力向上を目指しています。

東吾妻町は、農林畜産業や伝統産業により発展してきましたが、今後は住民の「企業の誘致、商工業の振興など地域経済の活性化」に対する声や若者の定住促進のために、農林畜産業などの地域資源を活かした製造業や観光の振興、U I J ターン者の就業支援、起業や新分野進出への支援を図ることが求められています。

(2) 人口及び産業の推進と動向

東吾妻町の人口の推移は、令和2年の国勢調査によると、総人口は12,728人で、昭和35年の24,624人に比べて11,896人減少となっており60年間での減少率は48.3%となっています。

年齢別の人口は、令和2年では、年少人口（0～14歳）が1,078人、生産年齢人口（15～64歳）が6,379人、老年人口（65歳以上）5,253人となっています。15年前（平成17年）と比較すると年少人口が1,053人減少し、老年人口が352人増加しており、少子高齢化の進行が加速している状況がうかがえます。

産業別の就業人口比率については、第1次産業が平成17年の20.3%から令和2年の14.9%に減少し、第2次産業も平成17年の26.3%から令和2年の25.6%に減少しています。第3次産業においては、平成17年の53.2%から令和2年では59.5%に増加しています。

また、第1次産業は、昭和35年では全体の約7割を占めていましたが、農林業の低迷による農林業従事者の離職等により、令和2年には、全体の2割を割り込んでいる状況です。第2次産業については、平成2年には全体の3割を越えるまで増加しましたが、その後減少傾向になり平成17年以降は全体の3割を割り込む状況が続いています。

第3次産業は、年々増加傾向にあり、平成17年以降は全体の半数を占める割合となっています。

このような産業別就業人口の変化は、農林業の低迷により農林業従事者の離職、社会構造の変化による若者（生産年齢階層）の転出が要因と思われます。

表 1－1 （１）人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 24,624	人 22,520	% ▲ 8.5	人 20,801	% ▲ 7.6	人 20,128	% ▲ 3.2	人 19,975	% ▲ 0.8
0歳～14歳	8,697	6,891	▲20.8	5,188	▲24.7	4,507	▲13.1	4,223	▲ 6.3
15歳～64歳	14,117	13,579	▲ 3.8	13,303	▲ 2.0	13,081	▲ 1.7	12,864	▲ 1.7
うち 15歳～ 29歳(a)	4,787	4,356	▲ 9.0	4,380	0.6	4,260	▲ 2.7	3,828	▲10.1
65歳以上 (b)	1,810	2,050	13.3	2,310	12.7	2,540	10.0	2,888	13.7
(a)/総数 若年者比率	% 19.4	% 19.3	—	% 21.1	—	% 21.2	—	% 19.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.4	% 9.1	—	% 11.1	—	% 12.6	—	% 14.5	—

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 19,641	% ▲ 1.7	人 19,169	% ▲ 2.4	人 18,420	% ▲ 3.9	人 17,689	% ▲ 4.0	人 16,847	% ▲ 4.8
0歳～14歳	3,944	▲ 6.6	3,441	▲12.8	2,979	▲13.4	2,520	▲15.4	2,131	▲15.4
15歳～64歳	12,488	▲ 2.9	11,986	▲ 4.0	11,049	▲ 7.8	10,502	▲ 5.0	9,814	▲ 6.6
うち 15歳～ 29歳(a)	3,255	▲15.0	2,951	▲ 9.3	2,808	▲ 4.8	2,600	▲ 7.4	2,217	▲14.7
65歳以上 (b)	3,209	11.1	3,742	16.6	4,392	17.4	4,667	6.3	4,901	5.0
(a)/総数 若年者比率	% 16.6	—	% 15.4	—	% 15.2	—	% 14.7	—	% 13.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 16.3	—	% 19.5	—	% 23.8	—	% 26.4	—	% 29.1	—

区 分	平成22年		平成27年		令和 2 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 15,622	% ▲7.3	人 14,033	% ▲10.2	人 12,728	% ▲9.3
0歳～14歳	1,716	▲19.5	1,325	▲22.8	1,078	▲18.6
15歳～64歳	8,984	▲8.5	7,638	▲15.0	6,379	▲16.5
うち 15歳～ 29歳(a)	1,907	▲14.0	1,572	▲17.6	1,326	▲15.6
65歳以上 (b)	4,917	0.3	5,070	3.1	5,253	3.6
(a)/総数 若年者比率	% 12.2	—	% 11.2	—	% 10.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 31.5	—	% 36.1	—	% 41.3	—

表 1－1（2）人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 18,064	—	人 17,444	—	% ▲3.4	人 16,431	—	% ▲5.8
男	8,786	% 48.6	8,556	% 49.0	▲2.6	8,023	% 48.8	▲6.2
女	9,278	% 51.4	8,888	% 51.0	▲4.2	8,408	% 51.2	▲5.4

区 分		平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 14,923	—	% ▲9.2	人 13,192	—	% ▲11.6	人 11,584	—	% ▲12.2
男 (外国人住民除く)		7,282	% 48.8	▲9.2	6,517	% 49.4	▲10.5	5,737	% 49.5	▲12.0
女 (外国人住民除く)		7,641	% 51.2	▲9.1	6,675	% 50.6	▲12.6	5,847	% 50.5	▲12.4
参 考	男(外国人住民)	40	—	—	106	—	—	172	—	—
	女(外国人住民)	145	—	—	163	—	—	171	—	—

表１－１（３）産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 11,568	人 10,936	% ▲ 5.5	人 11,238	% 2.8	人 10,441	% ▲ 7.1	人 10,267	% ▲ 1.7
第一次産業 就業人口比率	% 66.8	% 62.7	—	% 53.7	—	% 43.7	—	% 35.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 11.2	% 12.6	—	% 19.6	—	% 24.6	—	% 29.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 21.9	% 24.6	—	% 26.7	—	% 31.5	—	% 33.1	—

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 10,014	▲ 2.5	人 10,027	% 0.1	人 9,649	▲ 3.8	人 9,081	▲ 5.9	人 8,711	▲ 4.1
第一次産業 就業人口比率	% 31.4	—	% 26.7	—	% 23.7	—	% 20.7	—	% 20.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 30.7	—	% 32.0	—	% 30.4	—	% 30.6	—	% 26.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 37.9	—	% 41.3	—	% 45.9	—	% 48.7	—	% 53.2	—

区 分	平成22年		平成27年		令和 2 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 7,644	▲12.2	人 7,119	▲6.9	人 6,522	▲8.4
第一次産業 就業人口比率	% 15.8	—	% 16.0	—	% 14.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 25.8	—	% 25.0	—	% 25.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 58.4	—	% 59.0	—	% 59.5	—

注：分類不能の産業があるため、年次により比率合計が100%とならない。

(3) 町行財政の状況

① 行政の状況

大変厳しい行財政環境が続いている中で、町民ニーズを的確に把握し、複雑多様化する行政需要に応え、山積みする諸問題に対応していくために、地域の総合的な行政主体である地方公共団体は、より一層簡素で効率的な経営のもと、最小経費で最大効果を上げる必要があります、行財政改革をこれまで以上に積極的に取り組む必要があります。

東吾妻町が目指す将来像（第2次総合計画）を実現していくためには、町民の理解と協力を得て行財政改革を推進していかなければなりません。

行財政改革に取り組んでいくためには、社会経済情勢の変化に対応し、来るべき地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立が急務となっています。

今後は、町民重視（町民の立場に立った行政サービス）・簡素効率化（最小の経費で最大の効果）・体制づくり（社会情勢の変化と新たな行政需用）を基本とした行政運営に当たる必要があります。

② 財政の状況

東吾妻町における令和2年度の普通会計決算額は表1-2(1)のとおりになります。

歳入面では、町の根幹財源である町税の占める割合が18.6%、地方交付税が30.9%で、収入全体における依存財源の占める割合が69.4%と財源依存度が非常に高い状況にあります。地方交付税は、平成27年度と比較すると約1.8%減少しています。景気後退に伴う税収の減や国庫補助負担金、合併算定替の縮減措置等による地方交付税の削減幅が大きく、厳しい財政運営を強いられている状況にあります。

歳出面では、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険などの社会保障制度に要する経費が増加傾向にあるほか、上信自動車道関連事業などの投資的経費が増大しています。更には、町有施設の老朽化に伴い、維持修繕などの経常経費の増加が大きな負担となり財政の硬直化を推し進めています。

余裕財源を計る指標としての経常収支比率は、89.0%で、財政構造の弾力性が失われています。

また、一般会計債のほかに公営企業会計に対する繰出金、一部事務組合に対する負担金及び債務負担行為に係る実質的な債務の割合が高く、実質公債費比率が11.4%、将来負担比率が44.4%と、依然として高い水準にあります。

このような厳しい財政事情のもと、町税等の収納率の向上に努めるとともに、国・県補助金や有利な財政支援措置を伴う過疎対策事業債などを有効的に活用するなど、積極的な財源確保が必要になります。また、将来にわたって安定した持続可能な財政基盤を構築するため、計画的な財政運営を図ることが重要になります。

表 1－2（１）町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	9,622,744	9,273,081	10,343,529
一 般 財 源	5,503,087	5,690,784	5,635,836
国 庫 支 出 金	1,024,993	432,355	2,191,527
都道府県支出金	746,284	716,030	394,205
地 方 債	944,200	835,548	878,200
うち過疎債	75,200	263,100	324,000
そ の 他	1,404,180	1,598,364	1,243,761
歳 出 総 額 B	9,205,526	8,779,842	10,078,058
義 務 的 経 費	3,811,458	3,479,773	3,519,814
投 資 的 経 費	1,939,636	1,246,813	1,303,389
うち普通建設事業	1,939,636	1,246,813	1,303,389
そ の 他	3,203,042	4,053,256	5,254,855
過疎対策事業費	251,390	343,797	418,657
歳入歳出差引額 C (A－B)	417,218	493,239	265,471
翌年度へ繰り越すべき財源 D	70,951	74,587	69,913
実質収支 C－D	346,267	418,652	195,558
財 政 力 指 数	0.439	0.411	0.401
公 債 費 負 担 比 率	23.9	15.8	16.7
実 質 公 債 費 比 率	16.6	12.4	11.4
起 債 制 限 比 限 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	81.6	90.5	89.0
将 来 負 担 比 率	120.6	65.5	44.4
地 方 債 現 在 高	10,564,336	10,487,092	11,358,204

表 1－2（２）主要公共施設の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道							
改 良 率 (%)	4.4	22.4	20.3	29.1	34.8	34.2	36.5
舗 装 率 (%)	0.7	25.0	51.0	62.7	65.3	65.0	68.4
農 道							
延 長 (m)					192,572	196,525	187,821
耕地1ha当たり農道延長 (m)	24.2	134.6	70.4	77.0	—	—	—
林 道							
延 長 (m)					95,766	97,845	102,094
林野1ha当たり林道延長 (m)	5.2	14.2	12.4	13.4	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	75.0	78.6	79.2	89.8	97.9	97.5	98.0
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	10.7	51.8	60.1	92.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.5	12.3	9.8	10.5	14.5	14.8	15.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

東吾妻町は、合併後の平成22年4月に過疎地域の指定が町内一部（旧東村地区）から町内全域に拡大され、生活環境の整備、産業の振興及び教育施設の整備等、過疎地域自立促進計画により事業を実施した結果、多くの成果が得られました。

しかしながら、若年層の流出に伴う人口減少や出生率低下による少子高齢化は、現在も進行している状況にあります。

このような状況を踏まえて東吾妻町では、地域が有する優位な資源及び歴史・文化等を活かした魅力ある地域づくりを進めるとともに、安全で暮らしやすさを実感できるよう生活環境の整備・充実を進める必要があります。

このため、本計画においては、「住民が誇りをもって暮らすまち」を目指す将来像として策定している東吾妻町第2次総合計画の「まちづくりの基本目標」に即して地域の実情に応じた施策を展開し、地域の持続的発展に取り組みます。

また、持続可能な開発目標（SDGs）については、まちづくりのさまざまな面と関係性があるため、今後、施策を取り組む中で、この視点を踏まえ推進することが地域の持続可能なまちづくりにつながると考えます。

なお、計画の前提となる課題と、解決に向けた方針を次のとおり掲載します。

◆計画課題

① 人口減少と少子高齢化社会への対応

東吾妻町では、人口減少や少子化・高齢化が急速に進行しており、中学校の統廃合、鉄道や路線バスなどの公共交通体系の変化、遊休農地、空家、有害鳥獣被害の増加など、すでに様々な方面で影響が見られます。

人口減少は今後も続くことが予想され、中でも、若年層の流出割合が大きく少子化の主要因となっていることから、人口流出の防止と人口流入の推進を図るため、各種対策を講じ若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりが必要です。

また、高齢化社会においては、高齢者が住み慣れた地域で、それぞれの状況に応じた役割を担い、自立した生活を安心して続けられる仕組みや支援体制の整備が求められています。一方で、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、日常生活において支援が必要な高齢者も増加している状況です。

② 自然環境を活かした生活環境の整備

東吾妻町は、吾妻川が東西に流れ、温川や箱島湧水などの清流に恵まれた水と緑と溪谷の美しい自然景観を形成しています。この豊かな自然環境を保全するとともに適切な活用を行い、各地域の特色を生かした快適な生活環境づくりが求められています。

また、生活環境の整備には、安全な上水の安定供給、適切な污水处理による衛生環境の整備、鉄道・バスの利便性の確保や幹線道路、生活道路の整備など社会基盤の整備充実が重要であり、住民の暮らしを支えるためにも推進していく必要があります。

③ 産業の活性化

東吾妻町は、農林畜産業や伝統産業などにより発展してきましたが、農業従事者の高齢化や後継者不足、労働人口の減少や消費規模の縮小が見られ産業構造の維持が難しくなっています。

農業については、農地集積や土地改良事業等の農業基盤の整備とブランド化の推進、林業については、森林の多面的機能の維持と木材の安定供給体制の確立、商工業については、他産業との連携による活性化の推進、観光については、必ず立ち寄りたい観光地づくりなど、各産業の活性化を推進する必要があります。また、新規就労者の支援や新産業の創出を促進することが重要です。

④ 広域交流の促進

東吾妻町は、歴史資源や文化資源、祭とともに、自然に支えられた独自の文化を育んできました。

また、町営温泉施設や吾妻溪谷温泉郷、浅間隠温泉郷などの温泉にも恵まれ、真に心と身体を癒せる場所としての魅力があります。

今後、まちの魅力を高めるためには、これらの資源を最大限に活用しながら、交流都市や大学等との交流を推進し、様々な連携と協力により互いに活かし合える関係の継続・発展を図る必要があります。

⑤ 安全で安心できる地域社会の形成

安全で安心な生活は、住民生活にとって基本となるものです。そこで、防災・防犯・交通安全のための基盤整備を推進するとともに、住民と行政の協働による災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策の推進と、安全・安心な地域づくりの構築を図る必要があります。

⑥ 行政改革の推進

地方分権が進む中、地方自治体には、少子高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に自らの責任と判断で一層適切に対応することが求められます。また、人口減少に伴う財政規模の縮小が想定されることから、これまで以上に効率的な財政運営と組織運営が求められており、限られた財源を最大限活用する中で、行政サービスの維持向上に努めていく必要があります。

◆まちづくりの基本目標

① みんなで創る協働のまち（住民と行政の協働）

住民一人ひとりが誇りを持って、地域活動や交流事業に積極的に参画するケースが多くなってきています。そこで、住民と行政の協働によるまちづくり体制を基礎とする「東吾妻町まちづくり参加条例」を制定し、まちづくりの主役である住民の積極的な社会参加をさらに促進し、自己決定、自己責任のまちづくりを推進するとともに、あらゆる活動に男女が等しく参画する男女共同参画社会の形成を目指していきます。

また、住民に対する情報公開を積極的に行い、地域に開かれた住民参画による行政運営を進める必要があります。

さらに、国や地方の財政は今後一層厳しくなり、東吾妻町においても厳しい財政運営が予想されますが、限られた予算を重点配分し、スリムで効果的な財政運営を住民とともに進めていきます。

② 安全で暮らしやすいまち（社会基盤の整備）

東吾妻町は、全ての住民が安全で暮らしやすさを実感できるように、自然環境を保全し社会基盤の整備・充実に努めていきます。

この地域の豊かな自然は、私たちの生活環境にうるおいを与えるのみでなく、各産業を結びつける大きな資源であり、次世代に引き継ぐべきかけがえのない財産であることを確認し、自然に優しい社会基盤の整備を図っていきます。

また、幹線道路網と生活道路の整備に努め、産業や観光、交通弱者や防災面も考慮した道路整備を図っていきます。

さらに、住民生活や地域間交流などの基盤となる公共交通体系の再編や、情報通信基盤の効率的な維持管理と情報通信技術（ＩＣＴ）の活用による住民の情報格差の解消を推進するとともに、住民が利用しやすい公共施設の整備と維持管理を図っていきます。

一方、行政と住民の協働のもと災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策を推進し、安全で安心して生活できる環境づくりに努めていきます。

③ 自然と調和した暮らしができるまち（生活環境の向上）

豊かな自然と共生しながら、うるおいのある生活環境の中で安心して暮らすことは、住民の日常生活の基本であり、共通の願いです。

そこで、名水や澄んだ空気、溪谷の緑、彩り豊かな花、ホタルなどの野生動植物などとの共生を図り、快適な環境づくりを進めていきます。

また、地球環境の問題を意識した低炭素・循環型社会の形成に向け、廃棄物の軽量化・再利用・再資源化の促進や、環境保全・環境美化活動の強化を図っていきます。

さらに、化石燃料使用量の削減と再生可能エネルギーの導入を促進し、地域全体での温室効果ガス排出量削減を推進します。

④ 大地の恵みを活かした活力あるまち（産業の振興）

東吾妻町では、こんにゃくや花卉、野菜、果樹、畜産など、農林畜産業が基幹産業となっていますが、農業従事者の高齢化や農業後継者の減少、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による被害などが進んでいます。

そこで、立地条件や統制を活かし、継続的な発展を目指す地域の産業づくりを育成していきます。そのために、観光資源を活かした取り組み、各産業を担う人材の育成や起業・新分野への進出への支援、農業や観光を中心とした各産業間の連携の促進、情報通信網を活かした施策、都市との交流により消費者との関係を深め、生産・流通において本物志向に対応できる産業基盤の整備などを図

っていきます。

⑤ 元気な声と笑顔があふれるまち（保健・医療・福祉の充実）

少子高齢化・核家族化の進行・若年人口の流出により、一人暮らしの高齢者世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加しています。さらに女性の社会進出が進む中、住民が健康で互いに助け合い誰もが安心して暮らすことの出来る環境づくりが大きな課題となっています。

これまで、住民と行政の協働により保健・医療・福祉の環境づくりを進めてきましたが、「健康福祉のまち」を目指すことは住民の大きな願いとなっており、より一層の保健・医療・福祉の充実、環境整備が望まれています。

そこで、全ての住民が健康で明るく暮らすことが出来ることを基本とし、保健・医療・福祉の連携強化と充実に努めるとともに、住民がともに支え合う福祉社会を目指していきます。

また、安心して子育てができるとともに、子どもたちがのびのびと育ち、高齢者が生き甲斐を持ち、さらに障害のある人もない人も、誰もが将来に希望を持って暮らすことができるまちを目指していきます。

⑥ 豊かな心を育む学びのまち（教育・文化の充実）

東吾妻町は、住民の誰もが心身ともに健康で、生きがいをもって暮らすために、生涯にわたり自ら学び続けることのできる学習環境の整備を推進するとともに、未来を担う人材の育成として青少年の健全育成を通して、創造性豊かな人づくりを推進していきます。

また、子どもたちの個性を伸ばし、豊かな心を育むとともに、全国・世界を舞台に活躍し、未来のまちを担う人づくりに向け、地域社会の教育力再生を図り、家庭、地域、学校、行政が連携してしなやかな生きる力を育む学校教育を推進していきます。

生涯学習や生涯スポーツは、学び楽しむ人々の心を豊かに育んでくれます。そして活躍の中で得られた学習やスポーツの体験は、まちづくりに還元され、活力あるまちづくりの財産となるため、生涯学習や生涯スポーツの環境整備を推進していきます。

一方、地域間や世代間の交流・連携を促し、東吾妻町の一体化、地域のふれあいや活気を創り出すことに努め、東吾妻町の発展と地域間の格差是正を図り、地域内外の交流社会の実現を一層推進していきます。

⑦ 健全財政に向け徹底した改革に取り組むまち（行財政改革の推進）

健全で持続可能な財政基盤を確立するためには、行財政計画をこれまで以上に積極的に推進するとともに、町税の徴収体制の強化や各種基金の計画的な積立てと適正な運用が重要です。

また、厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供し続けるため、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用や民間委託の推進など、さらなる業務改善が必要です。

公共施設の維持管理については、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の見直しと効率的で利便性の高い施設の維持管理を推進します。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

（４）地域の持続的発展の基本方針に基づき、本計画全体に関する基本目標として「人口に関する目標」を次のとおり設定します。

【人口に関する目標】

「東吾妻町第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン」では、目指すべき将来人口目標として、令和２２（２０４０）年時点において１０，０００人の人口を維持することを目標としました。この推計に基づき人口に関する目標を以下のとおり定めます。

区 域	現状人口 令和７年度末	目標人口 令和１２年度末
東吾妻町全域	１１，９２７人	１１，８０２人

※外国人人口を含む

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況について適切に評価をおこない、その評価結果に基づき事業の改善等が重要となります。東吾妻町では、毎年度実施する事務事業評価において事業の実施状況や効果等について評価をおこないます。

(7) 計画期間

計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

東吾妻町における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として東吾妻町公共施設等総合管理計画を策定しています。

今後、過疎対策を進めるうえで本計画と東吾妻町公共施設等総合管理計画との整合を図り、次に記載する公共施設等の管理に関する基本的な考え方（方針）に沿って推進するものとします。

①点検・診断及び安全確保の実施方針

日常的・定期的な点検や診断を導入することにより、損傷や故障の発生に伴い修繕を行う「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」に転換し、計画的な保全に努めます。点検・診断にあたっては、今後も維持していく施設を対象として「法定点検」（施設の規模や設備の性能等に応じた規定に従い、専門的知識を有する者や有資格者が行う点検）と「自主点検」（施設管理者が目視等で行う簡易的な点検）を組み合わせることで実施することにより、建築物や設備の機能を維持していくことを基本とします。

点検・診断の結果、劣化状況などから危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、更新、改修、解体等を検討します。

また、供用廃止となっている公共施設や、今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等を検討し、安全性の確保に努めます。

インフラ施設は住民生活の基盤となる施設であり、利用者の安全性の確保や安定した供給・処理が行われることが極めて重要です。そのため、定期的な「点検」、「診断」の結果に基づき必要な「措置」を行い、その結果得られた施設の状態等を「記録」し、次の点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、効率的な維持管理を推進します。また、このような取り組みにより維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

各施設における部位・部材等の修繕周期及び前述の点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施することにより機能の維持に努めます。

施設の更新にあたっては、人口の動向や地域の需要、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ適正な規模を検討するとともに、機能の複合化や集約化を検討し、効率的な施設配置を目指します。民間事業者との連携も選択肢として視野に入れながら、効率的な施設の運営や行政サービスの維持・向上を図ります。また、省エネ対応機器等の導入によりトータルコストの縮減に努めます。

インフラ施設は、費用対効果等を考慮し、施設の更新及び維持保全を計画的に実施していきます。施設の整備や更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

③耐震化及び長寿命化の実施方針

本町が保有する旧耐震基準の公共施設のうち、学校以外の施設の建築物は耐震化未実施となっています。それらの施設は利用状況等を踏まえながら、施設の継続利用若しくは他施設との複合化、廃止等の方針を検討します。検討の結果、今後も保有していくとした施設については、計画的に耐震化を進めます。

新耐震基準の施設などの今後も継続して保有していく施設については、点検結果を踏まえながら計画的な修繕や改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。

インフラ施設は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき耐震化を推進していきます。

本町では、「東吾妻町公営住宅等長寿命化計画」、「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、これら計画の推進に努めるとともに、今後新たに策定する長寿命化計画については、本計画における方針と整合を図るものとします。また、財政状況も考慮し、他施設の動向と相互調整を図りながら計画を推進していきます。

④統合や廃止の推進方針

現在十分に利用されていない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、人口構成の変動や財政状況等を踏まえながら、客観的な視点から保有の必要性を検討します。施設の統合や廃止により生じる跡地は、売却等の処分により、将来的に維持していく施設の維持管理・整備費用のための財源確保として活用を図ります。

インフラ施設については、社会状況の変化や住民のニーズ、財政状況等を考慮し、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。また、必要に応じて整備計画の見直しを実施します。

⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

・庁内における意識啓発

公共施設等マネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。

そのため、研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

・民間事業者との連携

公共施設等マネジメントを推進していくうえで、運営経費の適正化と行政サービス水準の維持・向上を両立させていくことが極めて重要です。今後、民間活用による効果が期待できる施設については、指定管理者制度やP P P、P F I等の導入を検討し、事業の効率化や行政サービスの充実を図ります。

・住民との情報共有

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、実際に住民が利用する施設の規模縮小や廃止等も視野に入れて検討を行うことから、受益者である住民の理解が必要不可欠です。

そのため、本町が直面する状況を認識し、公共施設のあり方を考えてもらうため、本町の財政状況や公共施設等の保有状況について広報紙やホームページなどの手段を用いた情報公開を検討していきます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

① 移住・定住の促進

東吾妻町の総人口は、1950年（昭和25年）の30,082人をピークとして減少に転じており、2025年（令和7年）現在11,927人となっています。また、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は、1980年（昭和55年）以降、一貫して減少傾向にあります。一方、老年人口は1980年（昭和55年）以降一貫して増加傾向にあり2025年（令和7年）現在45.1パーセントを占めており、急速に少子高齢化が進んでいます。

このまま、年少人口及び生産年齢人口の減少が進行すれば、産業・経済、地域社会、行財政運営など様々な場面で悪影響を及ぼすことが予想されています。

本町の機能を維持していくために、移住者を含め、全ての町民が「住んでみたい、住み続けたい」と感じることが出来るようにするための環境づくりが求められています。

また、町内外の企業や団体、連携に関わる包括協定を締結している東洋大学、友好都市である東京都杉並区など、多様な主体との連携により、支え合う関係（関係人口）づくりを促進し今後のまちづくりへの活用が求められています。

② 地域間交流の促進と人材育成

過疎地域と都市との交流は、地域経済の活性化や関係人口の拡大による地域活性化に繋がることから、積極的な取り組みが必要です。

東吾妻町では、東京都杉並区と友好協定を締結し、杉並区の各イベントに併せた、農産物・民芸品等の直売や阿波おどりへの参加等の文化交流の他、スポーツを通じた交流も盛んに行ってきました。

さらに、当町出身で若くして台湾へ渡り事業の傍ら基隆市の発展に尽くした石坂荘作氏の縁を生かして台湾の基隆市と交流を始めました。令和6年7月には海外派遣事業として東吾妻中学校の3年生8名が現地中学生と交流を行いました。今後は、幅広い世代・分野の交流と連携がより一層求められているため、各交流の拡充に引き続き取り組む必要があります。

しかし、イベント等における活動や人的交流を支える住民主体の団体のメンバー減少や高齢化が深刻化しており、活動の継続が危惧されています。町の広報紙等も活用した団体の紹介やメンバー募集の情報提供など、より多くの住民が参加できるよう推進する必要があります。

過疎地域の持続的発展には、地域社会の担い手となる人材の育成が不可欠であります。町内では様々な団体が地域づくり活動に取り組んでいますが、若年層の人口流出や地域リーダーの高齢化により地域の担い手不足は加速しています。

東吾妻町では、平成26年より地域おこし協力隊員の受け入れを開始し、農業や観光など様々な分野で活動しています。任期終了後は町内への定住や事業展開に繋がっており、今後は地域の担い手として活躍が期待されています。

(2) その対策

① 移住・定住

東吾妻町では、少子化・高齢化や人口減少が進行する中、住民が誇りを持って暮らし続けられるまちづくりを実現するために具体的施策をまとめた、「東吾妻町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定して取り組みを進めています。目指すべき人口ビジョンとして2040年に10,000人の人口維持、人口減少対策の方向性として20～39歳までの若年層世代の人口増の実現を目標として以下の取り組みを行います。

（東吾妻を知ってもらう）

観光振興によるまちの魅力向上を図り、本町を知り、訪れる人々と継続的に関わり関係人口を創出し

ます。

（東吾妻町で働くことができる）

地域の特性を活かした産業の振興と雇用の創出・拡大を図ります。農林漁業の担い手の育成、町内での起業を促す支援を実施します。

企業誘致、町内で働く人々の町内での居住をかなえる環境づくりや空き家・空き地などを活用した事業展開とともに、誰もが働きやすく、持続可能な地域の産業構造の構築と雇用確保を促進します。

（東吾妻町で住みたくなる）

「住みたい」「住み続けたい」環境づくりに向け、東吾妻町都市計画マスタープランに基づく計画的な都市基盤の整備と土地利用、町営住宅等の整備と活用などを進めます。また、町外からの移住を促進するため、移住サポーターによる相談対応や情報提供、体験移住施設の活用、住宅新築時の経済的支援などを引き続き推進します。

（東吾妻町で家族を持ちたくなる）

安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、子育て支援サービスと経済的支援の充実、子育て支援に関する情報の町内外への発信とPRを推進します。

② 地域間交流の推進と人材育成

・地域間交流は、青少年や特定の団体がその主体となっていますが、今後は様々な世代・分野へ交流の輪を広げられるように推進していきます。

・様々な「地域づくり」に取り組んでいる地域や団体との交流を推進していきます。

・東京都杉並区との間で、幅広い世代・分野の交流をこれまで以上に積極的に実施していきます。

・中学生を対象とした台湾・基隆市との交流事業を継続し内容の充実を図ります。また、webを活用したオンライン交流を進め、友好関係を築いていきます。

・地域おこし協力隊の受け入れを推進し、その活動を通じた地域振興や交流の促進を図り、人材の育成に繋がります。また、任期終了後の事業展開の支援や町内定住を促進します。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
１ 移住・定住・人材育成	(１)移住・定住	宅地造成事業	東吾妻町	
	(４)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住相談窓口の設置・推進事業 ・事業内容 移住サポーターを設置することにより町外からの移住・定住希望者の受入体制の整備を図る。 ・事業の必要性 移住者及び移住希望者に寄り添ったサポート体制が必要なため。 ・事業効果 移住・定住者の促進	東吾妻町	
		お試し移住用住居管理事業 ・事業内容 空き家バンクに登録された物件を町で借り上げ実際に住んでもらい移住を検討してもらう。	東吾妻町	

	・事業の必要性 実際に住んでもらうことで住み心地や土地の魅力を体感してもらい移住を推進する。 ・事業効果 移住定住者の促進		
	移住支援金 ・事業内容 首都圏から町内への移住者に移住支援金を支給する。 ・事業の必要性 少子高齢化が進む中、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図ることで首都圏からの移住促進を図るとともに地域の活性化に資する人材を確保するため。 ・事業効果 首都圏からの移住定住者の促進	東吾妻町	
	定住促進事業住宅取得奨励補助金 ・事業内容 新たに住宅の取得を行う若者及び若者夫婦世帯（４０歳未満）に対し、住宅取得に要した経費の一部を補助する。 ・事業の必要性 若者や子育て世帯の定住促進と地域の活性化を図る。 ・事業効果 生産年齢人口の増加 人口減少の抑制	東吾妻町	
	勤労者住宅建設資金利子補給事業 ・事業内容 勤労者の住宅建設資金に対し利子補給の措置を講じる。 ・事業の必要性 住宅建設を促進し、福祉の向上を図る。 ・事業効果 定住促進、人口減少の抑制	東吾妻町	
	木造住宅耐震診断者派遣事業 ・事業内容 旧耐震基準により建築された木造住宅に耐震診断者を派遣し耐震診断を実施する。 ・事業の必要性 現在の家屋の耐震性能を把握し、必要に応じて耐震改修を行う判断基準となる。 ・事業効果	東吾妻町	

	地域間交流	耐震改修工事を行うための、 判断基準の把握		
		杉並区交流事業 ・事業内容 阿波おどりを通じた交流 ・事業の必要性 文化交流により、友好関係 に寄与するもの。 ・事業効果 友好関係の強化	東吾妻町	
		台湾・基隆市交流事業 ・事業内容 東吾妻町と歴史的ゆかりのあ る台湾・基隆市に中学生を派遣 し現地中学生との交流により、 異文化交流や海外の自然・文化 等を体験する。 ・事業の必要性 町内生徒の語学学習やグロー バル化への意識を高めるため、 また自らの優れた能力を大きく 伸ばすきっかけとするため。 ・事業効果 国際感覚や広い視野を持つ人 材の育成	東吾妻町	
	その他	空家等対策協議会 ・事業内容 空家等に関する対策を総合的 かつ計画的に実施するために設 置する。 ・事業の必要性 空家等の適正管理及び利活用 に関する施策を実施すること により町民の生命、身体及び財産 を保護するとともに、安全かつ 快適な地域社会を作る必要があ るため。 ・事業効果 生活環境の保全及び空家等の 活用の促進	東吾妻町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

令和2年現在、東吾妻町の総農家戸数は1,282戸で、耕地面積は1,740haです。水稻（112ha）、こんにゃく（103ha）、花卉（20ha）、養豚（43,576頭）、採卵鶏（1,796千羽）が主要な品目となっています。基幹作物であるこんにゃくは消費の低迷や経費の高騰により価格の低迷が続き、飼料価格の高騰や異常気象による畜産物への影響は大きく、加えて少子高齢化による農業従事者の高齢化と後継者不足、農家数の減少など多くの課題を抱えています。

また、傾斜地の多い立地特性から、平坦地域と比べて農業の生産状況の不利な地域が多く、担い手の減少、遊休農地の増加等により多面的機能の低下が懸念されています。さらに野生鳥獣による農作物被害は、毎年発生しており被害範囲も拡大傾向にあります。このことは、経済的損失のみならず耕作者の生産意欲の減退により、遊休農地の更なる増加につながりかねないため、適切な対策が求められています。

一方、自給的農家による野菜の販売が、直接収入に結びつくことから始まった農産物直売所は、順調な経営を維持しています。併せて、交流自治体での農産物販売交流、出品者間や生産過程における交流が図られ、地域おこしや生きがいがいづくりに結びついています。

ほ場整備は、団地の整備が東地区ではほぼ完了していますが、岩島・坂上地区を中心に未整備地区も多く、今後も事業化が進むことが想定されます。

農道は農業生産を高めると同時に、集落間の生活道路としても重要な役割を担っていますので、引き続き整備をする必要があります。比較的耕地規模の小さい急傾斜地帯の整備が遅れており、農道の整備により生産性の合理化と省力化の面で改良整備を図る必要があります。また、用排水路も素掘り水路が多く引き続きU字溝等に整備をしていく必要があります。

さらに、農家を取り巻く労働環境は依然として厳しく、農村集落の生活環境も立ち遅れているため、生産基盤整備と併せた改善が求められています。

② 林業

東吾妻町の森林面積は令和2年現在、19,733haで、町域全体の77.7%を占めます。その内、私有林面積は12,550ha、スギやヒノキの人工林率は59.9%を占め、そのほとんどが戦後に植林されたため、森林整備が緊急の課題となっています。間伐等による発生材は、森林組合を通して出荷と共同販売を行っていますが、木材価格の低迷により十分な所得が得られません。そのため間伐等の森林整備の遅れを引き起こしています。さらに、林業従事者不足と相まって、手入れの行き届かない過密林が増加し、保水機能や国土保全機能の低下が懸念されるなど、林地の荒廃は深刻な問題となっています。このため、森林整備計画により地域の特徴を踏まえた森林整備を推進し、地域の理解と協力を得て適切な森林整備に努める必要があります。森林資源の有効活用、林産物の消費拡大、付加価値化による安定した収入確保を目指した施設整備等が課題となっています。

また、林道や作業道は、作業機械の大型化が進む中で、既存の作業道の二次改良や新たな林道・作業道の開設等の路網整備を行う必要があります。

野生動物による森林被害は農作物被害同様に増加傾向にあります。山林内の樹木の皮剥などの報告があり、シカや野猿・イノシシなどの目撃情報も数多く寄せられています。農業関係者と連携を図り捕獲

駆除の対策を進めていくことが求められています。

森林は木材を供給するだけでなく、水源の涵養や治山・治水など多面的な機能を有しています。特に近年では、局地的な豪雨による山地災害や下流域への影響が懸念されており、このような機能を維持するためにも適切な森林管理を進める必要があります。

③ 水産業

山間の清流に恵まれた東吾妻町は、吾妻川、温川をはじめとして多くの河川に漁業権が設定されており、県下でも好漁場となっています。

漁種もヤマメ、イワナ、マス、ウグイ等豊富であり、吾妻漁業協同組合により内水面漁業が営まれています。

水産業は東吾妻町の資源を活用した産業であり、また今後の観光開発に際しての魅力づくりにもつながるため、漁場開発を促進して振興を図る必要があります。

④ 商業

東吾妻町の商業規模は、令和3年現在、卸・小売店軒数132軒、従業員数952人、年間販売額25億5,200万円であり、平成26年と比較すると、卸・小売店件数は15軒減少と従業員数は13人減少していますが、年間販売額は5億1,193万円増加しています。

人口減少や少子化・高齢化が進む中、後継者不足や担い手の減少が深刻化しており、地域経済や住民の生活に対する影響が懸念されています。

また、商店は原町地区の市街地に集中していましたが、空き店舗の増加や商店街の密度低下により、中心市街地としての機能はさらに弱体化しています。

一方、JR群馬原町駅北側の大型商業施設は、引き続き町内外からの集客力を維持しており、吾妻郡内の買い物拠点としての役割を果たしております。

これらの状況は、大型店と地元小売店との競合を招くなど、地元商業の経営環境を極めて厳しくしており、抜本的な再生策の検討が急務となっています。

また、高齢化世帯の増加により、郊外型店舗へのアクセスが困難な住民も増加しており、商店街の再生が暮らしを支える鍵となっています。空き店舗を活用した生活必需品の提供や地域コミュニティの形成など、商店街の新たな役割が求められています。

さらに、デジタル技術の活用や、オンライン販売の活用も重要な課題です。品揃えや接客対応、商品知識の向上に加え、地域内の事業者同士の連携や協業による競争力強化が求められます。

⑤ 工業

東吾妻町の工業は、従来は木材加工を主体に成り立っていましたが、昭和37年には流出の続く若年層の定着、農家の余剰労働力吸収を目指して工場設置奨励条例を制定すると共に、さらに昭和47年には農村地域工業等導入促進法による地区の指定を受けて、企業誘致を進めてきました。

町内には川戸地区に工場適地が設定され、昭和45年より照明器具、紙工、自動車、電機部品などの大規模工場が進出しました。令和元年現在、町の工業は、事業所35、従業者数1,819人、年間の製造品出荷額等398億3,788万円で、従業員1人当たりの出荷額は、2,190万円となり、吾妻郡内で最も高い生産規模と生産性をもつに至っています。

しかしながら、過疎化や高齢化の進行、農家の兼業化の進展により、地域の労働力確保が課題となっ

ており、今後も企業誘致態勢の強化と新たな産業分野の導入が求められています。町としても、支援制度の充実を図り、中小企業の設備投資や生産性の向上を後押ししていく必要があります。

また、東吾妻町は地勢的制約により利用可能地が限られるため、工場用地と農地等のバランスを考慮した土地利用の調整が必要です。

このため、都市計画用途地域及び工場適地の活用等により、計画的な工場用地の確保を図る必要があります。

⑥ 観光

東吾妻町は、豊かな自然と歴史に恵まれた地域であり、多彩な観光資源を有しています。

自然資源としては、岩櫃山、浅間隠山、名勝吾妻峡、箱島湧水、箱島ホテル保護地、浅間隠温泉郷、吾妻溪谷温泉郷、榛名山麓と榛名湖、あづま森林公園キャンプ場、温川の溪流釣りや温川キャンプ場などがあります。

歴史資源としては、戦国時代の名城である岩櫃城跡と岩櫃山、大戸関所跡などが中心となっています。しかし、周辺には草津温泉等の大型観光地をひかえているため、観光地としては目立たない状況にあります。加えて近年の交通網の発達とマイカーの普及により観光客の行動圏が拡大しているため、入り込み客数は伸び悩みの傾向にあります。

また、町の各拠点は分散しており、客層も温泉、レクリエーション、研修等それぞれ異なるため、観光地としてのテーマ性に欠け回遊性からも十分な観光素材となっていない状況です。これらの点からも滞在型の観光エリアとなりにくい立地性があるゆえ、町全体での観光推進体制の確立を困難にしています。

一方で、平成28年のNHK大河ドラマ「真田丸」の放映を契機に、真田氏ゆかりの岩櫃山や、吾妻忍者の存在が注目され、岩櫃城周辺の観光客が増加しました。これを一過性のブームに終わらせないためにも、「忍者」を核とした観光コンテンツの整備が重要となっています。令和3年には岩櫃真田忍者ミュージアム「にんぱく」が開館しさらに、道の駅「あがつま峡」における忍者コンテンツの自主事業開催など、体験型観光に注力した事業に注目が集まっています。

また、ハッ場ダム建設に伴い付け替えられた旧JR吾妻線の線路敷を活用した自転車型トロッコ「アガッタン」が令和3年より本格営業を開始し、体験型観光の新たな目玉となっています。国指定名勝吾妻峡では、遊歩道整備が進み、道の駅「あがつま峡」との連携により観光客の誘致が期待されています。さらに、ハッ場ダムエレベーターなどを活用した長野原町とのダム上下流の観光連携も進めており、より広域的な観光振興が図られています。

歴史と自然豊かな東吾妻町には、近年の大都市住民の自然志向が、ふるさと志向の高まりに対応して活用し得る資源が数多く存在します。このため、関越自動車道や上信自動車道等高速交通時代に対応した首都圏最寄りの魅力ある観光レクリエーションの受け皿とするため、観光資源の掘り起こしと、観光素材の磨き上げを図りつつ、SNSを活用した情報発信体制の確立と展開を行い、地域内の周遊促進のきっかけづくりを進め、観光を町の経済活性化の柱の一つとして育成していくことが求められています。

また、上信自動車道の整備に伴い、新たな人の流れを地域活性化に繋げるため、道路利用者の休憩機能、観光情報発信等を担う新たな交流拠点の整備も検討すべきものと捉えています。

(2) その対策

① 農業

- ・農地の多角的な活用と労働力の省力化・労働環境の改善のため、ほ場整備事業の推進と対象から外れた農地の整備や農道・用排水その他の基盤整備を推進します。併せて、担い手への農地集積・集約化、生産の協業化、作業の共同化、機械化を推進し、生産性向上による安定した収入確保を目指します。
- ・新規就農者等に対する情報提供などの支援を推進し、農業後継者の確保・育成に努め、後継者不足などに起因する耕作放棄地の増大を防止するためにも、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業などの推進により、中山間地域の農業・農村が持つ多面的機能の維持を図ると同時に、多用な担い手の確保や定住条件の整備に努めます。
- ・ロボット、A I、I o Tなどの先端技術を活用し、作業の自動化、省力化、情報共有の簡易化、データの活用などこれらの効果を得られるスマート農業の導入を推進します。
- ・関係機関と連携しながら、農林水産物やその加工品のブランド化、6次産業化を目指す生産者や農業団体への情報提供と活動支援を促進します。
- ・野生鳥獣による農作物被害対策については、耕作地の電気柵設置対策等と併せ、農業者と猟友会の連携による有害鳥獣捕獲事業を行います。
- ・農業の生産性向上とともに生活道路として利用度の高い農道の整備を図ります。

② 林業

- ・森林組合との連携を図りながら、間伐材などの森林資源の有効活用、林産物の消費拡大、付加価値化による安定した収入の確保を推進し、林業経営や林業後継者の育成に努めます。
- ・森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため「森林経営管理制度」により多様で健全な森林整備を推進します。
- ・林道や作業道は機械化や林業経営の合理化を図る観点から、作業道の二次改良や新たな作業道等の開設を進めるとともに、生活道路として利用度の高い林道の整備を図ります。
- ・野生鳥獣が増えていることから森林被害が懸念されます。有害鳥獣の個体数調整のため、有害鳥獣捕獲を行い被害の軽減に努めます。

③ 水産業

- ・今後の観光開発と平行して、消費地への販路拡大を図ると共に、釣りや水産物の味覚を楽しむ観光への水産資源の活用を図ります。

④ 商業

- ・当町中心部、原町地区の大型店への消費者の集中や、近隣町村や県内外の他都市への消費者の流出を抑制し、今後の高齢社会における消費者の買い物の利便を図るため、徒歩圏内の居住区域において買い物ができ、買い物と共に憩いの場所、地域の人々の交流の場の確保による地域コミュニティの形成が成り立つ形での商業再生に努めます。
- ・空き店舗の利活用や地域資源を活用した起業や創業に対し支援を図ります。
- ・観光資源と商店等を繋ぐ周遊ルートの開発をすすめ、観光客が商店に立ち寄る機会の創出を図ります。
- ・人口減少や高齢化の進行に伴い、日常生活に必要な買い物環境の維持が課題となっていることから、民間事業者と連携した地域共創型拠点の整備を推進します。当該拠点については、食料品及び日用品の

供給機能に加え、地域住民の交流、見守り及び情報発信機能を備えることで、地域コミュニティの維持及び地域経済の活性化を図ります。

⑤ 工業

- ・農工一体の田園都市の形成を目指して地域特性に合致した企業誘致を進め、雇用の場の拡充、新たな就業機会の創出に努め、地域経済社会の進展を図ります。
- ・既存工業の経営振興を図ると共に、第一次産業の振興に合わせて、地域資源を加工する地場産業の育成に努めます。
- ・新規参入事業者及び既存の町内事業者が設備投資等をする際の支援制度の充実を図り、合わせて雇用の促進を図ります。

⑥ 観光

- ・水と豊かな自然、歴史と文化の伝承を十分に生かした観光資源の掘り起こしとその活用及び温泉施設を核とした、観光拠点及びレクリエーション地づくりを目指します。
- ・吾妻渓谷においては、渓谷散策に訪れる観光客が気軽に立ち寄り、周遊できる環境を作り上げるため、吾妻渓谷を生かした新たな観光スポットの形成を目指し、渓谷内の遊歩道をはじめ、道の駅「あがつま峡」（あがつまふれあい公園）と自転車型トロッコ施設「アガッタン」を周遊できる環境を整備することにより、地域交流の場を築きあげ、地域活性化拠点の創出と多角化を図ります。また、ハッ場ダムについては、上流部の長野原町との連携を図ることで、上下流一体となった観光振興を目指します。
- ・町営温泉施設については、既に指定管理者制度を導入しているが、令和7年度より自転車型トロッコ施設「アガッタン」も指定管理者制度を導入し、各施設の役割やあり方などを民間による新たな視点からの活用を図り、より効率的な管理運営を目指します。
- ・観光部門のみならず、地場産農産物や加工品、地元商店等の魅力発信、さらには地域の日常などを、SNSを活用して積極的に情報発信を行うことで、広く周知し町への誘客と周遊を促します。
- ・上信自動車道の開通効果を最大限活用するため、交通結節点や道の駅等の拠点整備を推進します。

①～⑥については、近隣市町村、群馬県及び関係団体と必要な連携を図りながら、各対策を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地中間管理機構関連農地整備事業 上の原地区（区画整理）	群馬県	県営負担金
		県単小規模農村整備事業 農道・用排水路整備	東吾妻町	
		県単小規模農村整備事業 電牧柵設置	東吾妻町	
		果樹経営支援対策事業 果樹の改植・園地整備	果樹産地協議会	

林 業	担い手支援事業 担い手の育成、野菜、果樹、 花卉等の生産振興	農協、営農 組織等	
	営農施設等整備補助事業 施設整備・農機具等の導入	農業者	
	農作物被害（野生動物による） 対策補助事業 鳥獣害防止柵等の導入	農業者	
	榛名西麓地区農道補修 L=10,963m W=5.5(7.0)m	群馬県	県営負担金
	農業用排水施設維持・整備事 業	東吾妻町	
	町有林管理保育 A=100ha	東吾妻町	
	林道吾嬬山線 開設・舗装 L=2,300m W=5.0m	群馬県	
	林道北榛名山線 舗装 L=750m W=5.0m	東吾妻町	
	林道施設（橋梁）長寿命化 N=4橋	東吾妻町	
(9)観光又はレク リエーション	あがつまふれあい公園整備事業	東吾妻町	
	吾妻溪谷自然公園整備事業	東吾妻町	
	箱島湧水周辺観光施設整備事業	東吾妻町	
	観光施設整備事業 観光案内板、観光施設整備	東吾妻町	
	自転車型トロッキ設備維持管理 事業	東吾妻町	
	道の駅施設整備・改修事業	東吾妻町	
	地域共創型拠点施設整備事業	東吾妻町	
(10)過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金 農地維持・資源向上（共同） 資源向上（長寿命化） ・事業内容 地域の農地、水路、農道等の 保全管理について支払交付金に より支援実施 ・事業の必要性 農村地域の過疎化、高齢化に 伴う農村資源の保全等に関する 負担の増加に対して、活動支援	東吾妻町	

商工業・6次産業化	に寄与するもの。 ・事業効果 水路、農道等の保安全管理による長寿命化 地域コミュニティによる農村資源の保全・継承（耕作放棄地の減少など）		
	中山間地域等直接支払交付金 集落協定 17 協定 ・事業内容 農用地・農道・水路の維持管理や鳥獣対策等を行う中山間地域等の農業集落に対する支援 ・事業の必要性 集落で農用地等の継続的な維持管理を行うことにより耕作放棄地発生防止効果が見込める。 ・事業効果 耕作放棄地の発生防止 水源涵養、国土保全等の多面的機能の増進	東吾妻町	
	環境保全型農業直接支払事業 ・事業内容 環境保全に効果の高い営農活動（有機農業）に対する支援 ・事業の必要性 農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため。 ・事業効果 自然環境の保全 生物多様性の保全 耕作放棄地の発生防止	東吾妻町	
	小口資金保証料補助事業 ・事業内容 融資を受ける中小企業者の負担の軽減を図るため、保証協会が保証料率を通常の保証料率より低率にした場合には、保証協会に対して、通常の保証料との差額の2分の1を限度として、補助を行う。 ・事業の必要性 群馬県と提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、町内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補う。 ・事業効果 小口の事業資金の融資を促進するとともに、町内中小企業の振興を図る。	東吾妻町	

	商工業経営振興資金利子補給事業 小口資金等の制度資金の利子補給 ・事業内容 商工業経営振興資金利子補給金の交付 ・事業の必要性 中小商工業者の経営の近代化等に必要な資金の融資を円滑にするため、利子補給の措置を講じ、商工業の振興を図る。 ・事業効果 中小商工業の事業継続と拡大	東吾妻町	
	ぐんま技術革新チャレンジ補助金 ・事業内容 東吾妻町と群馬県が連携して、中小企業が行う新技術及び新製品に関する開発の推進を支援するため、新技術・新製品の開発に要する経費に対して補助金を交付 ・事業の必要性 中小企業者が従来にはなかった機能・性能・用途・意匠・販路等を有する製品・商品、あるいは現在の製品・商品と原材料や生産加工技術等を異にし、その大きな向上が見込める製品・商品の開発を促進する。 ・事業効果 中小商工業の事業継続と拡大	東吾妻町	
	東吾妻町中小事業者持続化及びSDG s 推進補助金 ・事業内容 町内中小事業者が持続可能な開発目標を達成するための事業又は新規顧客獲得のための事業に対し、その経費の一部を補助する ・事業の必要性 町内中小事業者の事業の継続及び拡大 ・事業効果 町内商工業の活性化	東吾妻町	
	商工会運営補助事業 ・事業内容 東吾妻町商工会の運営事業に伴い発生する諸問題を検討し、対策等を樹立・実施する活動に対し、必要な経費の一部を補助	東吾妻町	

	する。 ・事業の必要性 商工会の適正な運営 ・事業効果 町内商工業者に対するサポートの充実		
	商工会買い物弱者対策補助事業 ・事業内容 商工会が、買い物弱者の買い物の代行を行う事業に対し補助金を交付する。 ・事業の必要性 買い物弱者の生活を支援するため。 ・事業効果 町内商店の活性化、生活に不安のある弱者の見守り	東吾妻町	
	街路灯維持活動補助事業 ・事業内容 東吾妻町商工会街路灯維持の活動補助 ・事業の必要性 街路灯の維持と夜間の安全対策のため。 ・事業効果 商工業の活性化と夜間の安全	東吾妻町	
	住宅新築改築等補助事業 ・事業内容 町内に本社・本店を有する事業者を利用した、住宅の新築又は改修等の費用の一部を補助する。 ・事業の必要性 住宅建設・改修を促進し、福祉の向上を図る。 ・事業効果 町民の住環境向上 町内商工業の活性化	東吾妻町	
	空き店舗利活用支援事業 ・事業内容 新規出店者が空き店舗を賃借し、新たに出店をする場合、当該賃借料の一部を補助する。 ・事業の必要性 商業の活性化を図るため、空き店舗を商業施設等として利用する新規出店者が行う事業を支援する。 ・事業効果	東吾妻町	

観 光	商業の活性化 雇用創出		
	企業立地促進事業 ・ 事業内容 東吾妻町への事業所新設、又は町内事業者の施設や設備の増設に対し奨励金を交付する ・ 事業の必要性 町内産業活動の活性化と雇用機会の拡大を図る ・ 事業効果 町内産業の活性化と雇用拡大	東吾妻町	
	地域共創型拠点施設整備事業 ・ 事業内容 買い物支援機能、地域交流機能及び情報発信機能を有する地域共創型拠点施設の整備 ・ 期待される効果 地域住民の生活利便性向上、地域コミュニティの維持及び地域経済の活性化を図る	東吾妻町	
	観光キャンペーン・パンフレット印刷・グッズ作成・多言語ガイド整備事業 ・ 事業内容 観光キャンペーンに必要なパンフレットPR用品の作成及び外国人向けの案内整備 ・ 事業の必要性 観光情報の発信体制の強化 ・ 事業効果 海外からの観光客にも対応できる観光客誘致及び地域の活性化	東吾妻町	
	観光協会運営補助金 ・ 事業内容 東吾妻町観光協会の運営事業に伴い発生する諸問題を検討し、対策等を樹立し、実施する活動に対し必要な経費の一部を補助する。 ・ 事業の必要性 観光協会の適正な運営 ・ 事業効果 町の観光案内の充実	東吾妻町	
	忍びの町ひがしあがつま推進事業 ・ 事業内容	東吾妻町	

		「真田丸」を契機としてクローズアップされた「吾妻忍者」を有効活用し忍者を核とした情報発信・交流を進める。 ・事業の必要性 豊かな心を育む学びの町として歴史・文化の発信と交流の拡大 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化		
		東吾妻ふるさと祭・すいせん祭 MTBライド補助事業 ・事業内容 観光振興の効果が期待できる事業を実施する団体に対し、当該事業に要する経費の一部を補助する。 ・事業の必要性 地域の自然や景観、歴史、文化、産業等豊かな観光資源を積極的に活用し、「住民協働のまちづくり」を推進する。 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	
		キャンプ場管理運営事業 温川キャンプ場、あづま森林公園キャンプ場 ・事業内容 温川キャンプ場・あづま森林公園キャンプ場管理運営 ・事業の必要性 地域の自然豊かな景観を観光資源に積極的に活用する。 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	
		ふるさと祭阿波踊り出演事業 ・事業内容 ふるさと祭りに阿波踊りの団体を招待し祭りを活性化する。 ・事業の必要性 東吾妻町と杉並区の交流を促進 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	
		観光宣伝事業 観光宣伝PR事業 ・事業内容	東吾妻町	

その他	観光宣伝に必要なパンフレット・PR用品の作成・SNSを活用した情報発信 ・事業の必要性 観光情報の発信体制の強化 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化		
	町営温泉施設管理運営事業 ・事業内容 町営温泉施設の管理運営 ・事業の必要性 産業振興・住環境の整備・観光基盤の整備を進めるため。 ・事業効果 地域住民の健康増進及び観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	
	自転車型トロッキ運行管理事業 ・事業内容 JR 吾妻線の付け替え線路を利用した自転車型トロッキの運営 ・事業の必要性 町民、観光客その他本町を訪れる者に自転車型トロッキを貸し出すことにより、本町の観光振興及び吾妻峡周辺地域の地域振興を図る。 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	
	起業支援補助金 ・事業内容 本町に住所を有する50歳未満の者が、起業又は事業承継するために要する経費に対し、補助金を交付する。 ・事業の必要性 本町への移住定住を促進するため、町内における起業を支援し、地域経済の活性化と働く希望をかなえやすい環境醸成を図る。 ・事業効果 定住促進と雇用の創設 生産年齢人口の増加	東吾妻町	
	公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却	東吾妻町	除却

		・事業の必要性 風水害等による建物の飛散、老朽化による崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念される。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。		
	(11) その他	林道応急施設事業 林道 吾嬬山線	群馬県	県営負担金

(4) 産業振興促進事項

- ・産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
東吾妻町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

- ・当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記、(2) その対策、(3) 計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・本計画により過疎対策を進めるうえで、公共施設等の最適な配置と計画的な維持管理は、非常に重要であるため、東吾妻町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら本計画の推進します。

なお、東吾妻町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本方針は次のとおりです。

【管理に関する基本方針】

- ・施設の老朽度や利用状況を踏まえながら、施設存続の必要性を検討するとともに、民間との連携による管理運営形態の見直しなどを検討していきます。
- ・今後も引き続き維持管理対象としていく施設については、予防保全の導入等による施設の長寿命化により、機能の維持や安全性の確保に努めます。
- ・農業の生産性の向上を図るため、日常的な点検などにより損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて適切な整備を図ることにより農業の振興に寄与していきます。
- ・ほ場整備事業対象外となっている農地において用排水路と併せて基盤整備を進めます。
- ・森林の適正な管理を図るため、点検や巡回などにより施設の状況を把握するなど適切な維持管理を行うとともに機械化や林業経営の合理化を図る観点から作業道の二次改良や新たな作業道等の開設を進めます。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

① 電気通信施設の整備及び情報化の促進

インターネットをはじめとする情報通信技術の進展は、地域格差の縮小に寄与するとともに、世界中の情報へ容易にアクセスできる環境をもたらしました。東吾妻町では、東地区において平成17年度に新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行い、告知放送設備、難視聴地域の解消、地上波デジタル放送への対応、インターネット環境の光ブロードバンド化を図りました。同施設は設置から約20年が経過し、維持管理に係る経費や対応が増加傾向にあります。

また、町村合併に伴い平成19年度には災害時の緊急通報での無線連携が図られました。令和元年度より同施設のデジタル化が図られ、より即効性のある緊急通報環境と変化しています。

太田・原町地区においては、民間事業者による光ブロードバンドサービスが提供されていますが、未整備であった岩島・坂上地区については、平成23年度に国のICT交付金を活用した情報通信環境の整備実施し、これにより町内全域で光ブロードバンドサービスの利用が可能となりました。同施設については通信事業者とIRU契約を結んで維持管理を行っていますが約10年が経過し今後増大が想定される経費や対応が、継続的な維持管理の課題となっています。

テレビ難視聴については、地上デジタル放送移行に伴い平成22年度に坂上地区を中心とした共聴施設についてデジタル化への整備を進めてきました。

携帯電話についても、通話困難地域が解消されるなど、町内全域での情報通信基盤の充実が図られています。

町内の主要な行政関連施設において、平成27年度に無線LAN通信環境(Wi-Fi環境)を整備し、平時は来所する町民や観光旅行者などへの情報発信環境を整備しました。また災害時には避難施設での情報通信を担える側面を有し令和2年度には施設を追加して整備しました。

また、町民への地図情報等の提供による行政サービスの向上及び行政事務の効率化を促進するために、統合型GISを令和6年度に導入しました。

今後は、情報通信基盤等の維持管理と更新を効率的に行うとともに、生活環境の利便性向上や、地域の活性化、持続可能な地域づくりに向けて、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進・ICT(情報通信技術)の利活用を図り、地域の情報化を進める必要があります。

(2) その対策

① 電気通信施設の整備及び情報化の促進

- ・情報通信基盤の効率的な維持管理と更新を図り、安定した高速通信環境の維持に努めます。
- ・DXの推進・ICTの利活用により、行政事務の高度化・効率化を推進するとともに、行政サービスの向上を図ります。また、住民の情報格差の解消に努めます。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設 等情報化のための 施設 テレビジョン 放送等難視聴解消 のための施設	有線テレビジョン放送施設維持 管理 (CATV放送施設)	東吾妻町	

	その他の情報化のための施設	東地区情報通信基盤設備維持管理	東吾妻町	
		岩島・坂上地区地域情報通信基盤整備施設維持管理	東吾妻町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	東地区情報通信維持管理 ・事業内容 東地区のFTTH光通信網の構築 ・維持・管理 ・事業の必要性 一般企業の高速通信設備未整備地域のため高速通信手段の提供が必要 ・事業効果 東地区の町民が高速通信が利用可能となる。	東吾妻町	
		岩島・坂上地区地域情報通信維持管理 ・事業内容 岩島・坂上地区に設置した光ファイバケーブル等の情報通信施設の維持管理するもの。 ・事業の必要性 当地区内において高速インターネットサービスを引き続き提供するために継続して必要となる。 ・事業効果 地域住民が安定的な高速インターネットサービスを享受することに寄与している。	東吾妻町	
		統合型GISの整備・維持管理 ・事業内容 既存の地図データを統合し、市内横断型のデータ共有を可能にするとともに、住民への地図情報の提供を促進する。 ・事業の必要性 デジタルガバメントの継続拡大を図るため統合型GISの管理運営を行う。 ・事業効果 住民に対する行政サービスの向上 行政業務の効率化	東吾妻町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

① 道路

東吾妻町の主要道路体系は、東西に国道145号、主要地方道渋川東吾妻線及び中之条東吾妻線と南北に国道406号、主要地方道高崎東吾妻線、一般県道下沢渡原町線及び伊香保村上線が幹線道路の骨格をなし、町道や農林道がこれら幹線道路を補完することにより形成されています。

国道や県道などの幹線道路は整備が進んでいますが、町道等の整備は未だ不十分のため、町全体のネットワーク形成も十分とはいえません。

さらに、関越自動車道渋川伊香保インターチェンジから町の中心街まで、車で約40分の距離にあるものの、高速道路の恩恵を十分に受けていない状況です。

この他、広域ネットワークの実現に向けて、関越自動車道の渋川伊香保インターチェンジから、吾妻地域を経由して長野県へ至る上信自動車道の早期完成が求められています。

また、上信自動車道の整備に伴い、新たな人の流れを地域活性化に繋げるため、道路利用者の休憩機能、観光情報発信等を担う新たな交流拠点の整備も検討すべきものと捉えています。

併せて、既存の道の駅についても、施設の老朽化や利用者ニーズの変化に対応するために、計画的な改修や機能向上を図る必要があります。

○ 高規格道路

上信自動車道は、高規格道路として東吾妻町地内において群馬県が整備を進めています。区間毎に進捗状況は異なりますが、アクセス道の整備も併せた早急な完成が望まれます。

○ 国 道

国道406号は、部分的に改良工事が進んでいますが、萩生地区から大戸地区までの間で部分的に幅員が狭く大型車との通行に支障をきたしています。

また、須賀尾清水集落から長野原方面の峠付近までの拡幅についても早期改良が望まれます。

国道145号の原町バイパスにおける電線共同溝整備についても早期な完成が望まれます。

○ 主要地方道・県道

主要地方道渋川東吾妻線は、東吾妻町とD I D（人口集中地区）都市である渋川市を結ぶ重要路線ではありますが、カーブが多く幅員も狭いことから局部改良や交通安全施設の整備が必要です。

県道伊香保村上線についても、柏原から中組間の改良について早急な対応が望まれます。

主要地方道中之条東吾妻線は、中之条町内の国道353号を起点として大字大戸地内の国道406号を終点としていますが、厚田地内から大戸までの間については部分的に拡幅改良がされましたが、まだ拡幅改良を要する部分が多く、地元からの要望もあり早急な改良工事が望まれています。

県道下沢渡原町線は、在下地内から山田地内までの間については、早急な拡幅改良が望まれています。

○ 町 道

東吾妻町は、一級町道21路線、二級町道30路線とその他の町道について管理し、幹線道路である集落に通じる道路、橋梁等については国、県の補助事業等により改良整備を促進しています。

なお、その他の未改良路線は住民の生活に直結する交通の基本となるため改良整備を必要としています。また、上信自動車道建設に伴う町道改良については国・県等の支援を受けながら改良整備を図る必要があります。

② 公共交通

本町の公共交通は、J R 吾妻線、路線バス、デマンド交通等により構成されており、高齢者や学生をはじめとする住民の日常生活を支える重要な移動手段となっています。これまで、J R 吾妻線各駅周辺において、駅トイレの改修や駐車場整備等により利用環境の向上を図ってきました。しかしながら、施

設の老朽化が進行していることから、今後も計画的な改修及び維持管理が必要となっています。併せて、町の中心的な交通拠点である群馬原町駅についても、公共交通再編を見据え、鉄道やバス等の円滑な接続を図るための駅前ロータリー整備が望まれています。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行、自家用車への依存、路線バスの運転手不足等により公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しており、路線バスの利用者数やＪＲ吾妻線の利用者数は減少傾向にあります。また、高齢化の進展に伴う運転免許証返納者の増加により、通院や買い物等の日常生活における移動手段の確保が課題となっています。

このため、既存の公共交通網を維持しながら、地域の実情に応じた持続可能な公共交通体系の構築を進めるとともに、利用者の利便性向上及び交通空白地の解消を図る必要があります。

また、鉄道は住民の通勤・通学に欠くことのできない公共交通機関であることから、駅へのアクセス利便性の向上や公共交通ネットワークの充実が求められています。加えて、ＪＲ吾妻線に係るＩＣ乗車券（Ｓｕｉｃａ）利用区間の拡大も課題となっています。

（２）その対策

① 道路

- ・国道４０６号の須賀尾矢竹地内における特に幅員の狭い部分の解消を県に要望します。
- ・幹線道路の見直しを図り、改良・整備を引き続き行います。
- ・生活道路として利用度の高い町道の整備を図ります。
- ・関越自動車道の渋川伊香保インターチェンジから吾妻地域を経由して長野県へ至る上信自動車道の早期完成を目指し、その実現に努めます。
- ・上信自動車道の開通効果を最大限活用するため、交通結節点や道の駅等の拠点整備を推進します。既存道の駅については、施設の適切な維持管理及び機能向上に向けた改修を推進します。

② 公共交通

- ・ＪＲ吾妻線各駅周辺施設の計画的な維持管理及び利用環境の向上を図ります。
- ・「地域公共交通活性化協議会」を中心として、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進します。
- ・高齢者や学生等の移動手段を確保するため、デマンド交通の充実及び利用環境の向上を図ります。
- ・ＪＲ吾妻線及び路線バスとの連携強化を図り、公共交通の利便性向上に努めます。
- ・交通結節点の整備や待合環境の向上を図り、公共交通の利用促進に取り組みます。
- ・地域住民、交通事業者及び関係機関と連携し、持続可能な公共交通体系の構築を推進します。
- ・ＪＲ吾妻線におけるＩＣ乗車券（Suica）利用可能区間の拡大に向け、関係機関と連携しながら要望活動を推進します。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
４ 交通施設の 整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道程岩堂ヶ沢線 改良 L= 50m W=4.0m	東吾妻町	
		町道新井横谷松谷線 改良 L=300m W=7.5m	東吾妻町	
		町道5059号線(須郷沢) 改良	東吾妻町	

橋りょう	L=105m		
	町道馬場手子丸線 改良 L=2100m W=5.0m	東吾妻町	
	町道田谷貫井線 改良 L=500m W=5.0m	東吾妻町	
	町道1126号線(水頭市敷) 改良 L=380m W=4.0m	東吾妻町	
	町道長寿園線 改良 L=150m W=4.0m	東吾妻町	
	町道矢倉沢尻線(岩島橋) 改良 L=280m W=8.0m	東吾妻町	
	町道金井川戸線 改良 L=523m W=8.78m	東吾妻町	上信道関連
	町道1183号線(川戸田辺) 改良 L=240m W=8.75m	東吾妻町	上信道関連
	町道岩井金井線 改良 L=625m W=5.53m	東吾妻町	上信道関連
	町道1051号線(岩井金井) 改良 L=482m W=9.28m	東吾妻町	上信道関連
	町道1073号線(植栗) 改良 L=780m W=6.03m	東吾妻町	上信道関連
	町道1119号線 改良 L=545m W=9.28m	東吾妻町	上信道関連
	町道6096号線(奥田) 改良 L=60m W=4.00m	東吾妻町	上信道関連
	町道1054号線(松の木) 改良 L=150m W=5.50m	東吾妻町	
	町道中井・東村線 改良 L=60.0m W=拡幅4.6m	東吾妻町	
	町道辻・古谷線 改良 L=200m W=5.5m	東吾妻町	
	橋梁修繕 N=10橋	東吾妻町	
	橋梁修繕詳細設計 N=10橋	東吾妻町	
	橋梁維持工事 N=10橋/年	東吾妻町	

(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	五町田（水路）維持 L=100m W=0.6m 広域バス路線の運行 ・事業内容 乗合バスの運行 ・事業の必要性 地域公共交通の活性化によ り、住民の利便性向上に寄与す るもの。 ・事業効果 交通弱者の移動手段の確保	東吾妻町 東吾妻町		
	その他	橋梁定期点検 N=271橋 ・事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づ く定期点検 ・事業の必要性 橋梁の老朽化に伴う損傷の増 加を抑えるため、予防保全型の 点検を実施する。 ・事業効果 橋梁の長寿命化 維持管理費の削減	東吾妻町	
	公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却 ・事業の必要性 風水害等による建物の飛散、 老朽化による崩壊等を原因とす る近隣への被害が懸念される。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。	東吾妻町	除却	
	(10) その他	駅前ロータリー整備	東吾妻町	
	バス停・バスターミナル整備	東吾妻町		
	道の駅施設整備・改修事業	東吾妻町		
	路線バス車両新規購入・更新	東吾妻町		
	駅トイレ維持・改修	東吾妻町		
	街路灯のLED化事業	東吾妻町		

（４）公共施設等総合管理計画との整合

・本計画により過疎対策を進めるうえで、公共施設等の最適な配置と計画的な維持管理は、非常に重要であるため、東吾妻町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら本計画を推進します。

なお、東吾妻町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本方針は次のとおりです。

【管理に関する基本方針】

①道路

- ・町道は、住民の生活に直結した生活基盤施設であることから、道路維持パトロールによる点検及び損傷への適切な対応に努めるとともに、国や県との連携により未改良路線における改良事業を推進し、暮らしの安全性確保に努めます。

- ・町道の橋りょうの多くは高度経済成長期以降に整備されたもので比較的新しい施設が多くなっています。しかしこのまま予防保全を行わずに維持管理を続けた場合、老朽化による損傷が進行するとともに、短期間に多くの橋梁が更新時期を迎え、維持管理・更新費用の増大が懸念されます。そのため、「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、事後保全型から予防保全型への転換を図ることにより、橋りょうの長寿命化及び維持管理にかかる費用の削減を図ります。

②公共交通

- ・現在十分な活用が図られていない施設については、効率的な活用方法や廃止など、施設のあり方について検討します。

- ・今後も維持管理対象とする施設については、施設の劣化状況を踏まえながら計画的な改修を実施し、長寿命化に努めます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

水道は、住民が健康で快適な生活を送るために欠くことのできない重要な社会基盤です。東吾妻町の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業によって行っており、令和元年度末の水道普及率は98.0%となっています。給水区域以外の地区では専用水道、小水道等の施設により飲料水を確保しています。

上水道事業・簡易水道事業とも施設は老朽化が進んでおり、計画的な更新を進めなければなりません。

また、漏水や管路の折損事故等に対処し、ライフラインの確保による安全・安全な暮らしを実現するため、水需要の減少や年々厳しさを増す財政状況を踏まえ、可能な限り経費の削減に努めながら、老朽化した施設の計画的な更新・整備を進めることが急務となっています。

② 下水道施設

下水道は、家庭や事業所から排出される汚水を浄化することで、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全や自然環境保全にきわめて重要な役割を果たす社会資本で、東吾妻町では公共下水道・農業集落排水事業による集合処理方式と、公共浄化槽等整備推進事業による個別処理方式により事業を推進しています。

下水道施設は、集合処理方式による公共下水道1処理区及び農業集落排水2処理区で事業が完了し、公共浄化槽等整備推進事業による合併処理浄化槽約2,000基が設置されています。

今後は、汚水処理事業の中心として公共浄化槽等整備推進事業により約1,200基の合併処理浄化槽の設置を推進していく一方で、各施設の長寿命化対策や大規模修繕工事等に多額の費用が必要となることが想定されることから、東吾妻町下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水維持管理適正化計画、浄化槽整備効率化事業 東吾妻町地区浄化槽長寿命化計画に沿って、施設維持管理について長期的な計画立案と年次毎の適切な対応が求められます。

③ ごみ処理

ごみ処理は、吾妻東部衛生施設組合で共同処理をしています。吾妻東部衛生施設組合では、既存のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の老朽化が進んでおり、今後設備投資が増大することが予想されます。

そのため、「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、吾妻郡内町村で新たに吾妻環境施設組合を設立し、可燃ごみ処理施設及びリサイクルセンターの広域化を進めています。

④ 消防施設

常備消防は、吾妻広域消防本部東部消防署の管轄で、火災や緊急時に備えて24時間態勢が整っています。非常備消防は、東吾妻町消防団が組織されており、6分団編成（団員定数333名）で任務に当たっています。

しかし、人口減少や高齢化が進む中で団員の確保が難しく、また就業形態が多様化しているため、昼間不在の団員が増加し、問題となっています。こうした問題を補うためにも、消防・防災施設・機材の充実整備、近隣自治体との応援や連携が重要となっています。

⑤ 公営住宅

東吾妻町では11団地・150戸の公営住宅が整備されており、低所得者に対して低廉な家賃で供給されています。

しかし、大部分の住宅が耐用年数を超えており老朽化による問題が発生しています。また、住宅用地の半数以上が借地である中、町の方針として借地の返還が挙げられていることから、今後の町営住宅の

あり方を検討するとともに計画的な維持・修繕・解体・建替え・整備が必要です。

⑥ 町営共同霊園

町営共同霊園は、完成から40年以上経過していることから、老朽化した箇所への修繕・改修を行い、持続的な霊園管理が必要です。

また、使用者によって適切に管理がされていない区画が点在しており、夏場になると雑草が生い茂ることで近隣の使用者から苦情が入ることがあります。区画が荒れた状態だと景観を損なってしまう、気持ちよく霊園の利用ができなくなってしまう。被葬者の尊厳維持の観点からも、区画の適切な管理が必要です。

⑦ 空家等の対策

人口減少や既存建築物の老朽化、雇用機会の都市部への集中、ライフスタイルや居住ニーズの変化等により、空家等の数が増加しています。この中には、適正に管理されず、地域住民への生活環境に悪影響を及ぼす空家等も生じてきています。適切に管理がされていない空家等は、樹木や雑草等の繁茂による生活環境の悪化だけでなく、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、地位活力の低下にもつながります。空家等の適切な管理が促進されるよう、必要な施策を講じる必要があります。

また、空家等は、地域の資源としての活用も期待されています。空家等の活用を移住・定住の促進に繋げられるよう、推進する必要があります。

⑧ 都市公園

原町地区内には1号街区公園（2007年）、2号・3号街区公園（2009年）が整備されているが、1号公園への屋外3×3コート新設及び3号公園への滑り台新設以外は、建設当時から改修されておらず、施設の老朽化が進んでいます。

特に日陰スペースなどの休憩施設が乏しく、猛暑が常態化する近年において、子どもや高齢者が安心して滞在できる環境とは言えません。このため、夏季を中心に公園利用が減少し、公園本来の役割が十分に果たせていない状況です。町の公共施設等総合管理計画では「住民の憩いの場として安全確保に努める」と記されており、第2次総合計画後期基本計画においても「誰もが気軽に利用できる公園整備」や「バリアフリー化の推進」が方針として掲げられています。

これらを踏まえ、計画的な修繕と機能更新による安全性と利便性の向上が必要です。

⑨ 防災機能を備えた地域生活拠点の整備

近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化しており、災害発生時における住民の安全確保、避難支援、物資供給及び情報提供体制の強化が求められています。

また、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域における商業機能、交通結節機能、地域コミュニティ機能の維持が課題となっていることから、日常生活を支えるサービス機能の確保とあわせて、災害時における物資供給や情報提供の拠点となる施設の整備が必要となっています。

（2）その対策

① 水道施設

- ・水道施設の整備を図るため調査、検討を行います。
- ・水道施設の耐震化や、災害時の対応として老朽管の布設替え、連絡管の整備、基幹施設の分散化や系統の多重化により補完機能の強化を図ります。また、近隣事業者との広域化について検討を進めます。
- ・水道未普及地域の解消を図ります。

② 下水道施設

- ・集合処理区域（公共下水道・農業集落排水事業）では既に事業を完了しており、汚水衛生処理率向上に向け、引き続き積極的な広報を行い接続率の向上に努めます。
- ・個別処理区域（公共浄化槽等整備推進事業）については、公共水域の環境保全と汚水処理の必要性を周知し、国の循環型社会形成推進交付金を受けながら、くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ・日常生活に必要不可欠な汚水処理施設の老朽化に伴う事故等を防止するため、長寿命化対策や大規模修繕工事等に対応すべく、東吾妻町下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水維持管理適正化計画によるポンプ施設及び処理場機器等の計画的な更新・改善、機能強化を図るとともに、浄化槽整備効率化事業 東吾妻町地区浄化槽長寿命化計画を基に、経費削減に努めながら長期的な維持管理を図ります。
- ・公共下水道区域内における、大雨による内水浸水リスク情報をとりまとめ、住民への確に伝達することで適切な避難行動を促進するための計画を策定します。

③ ごみ処理

- ・ごみの分別収集を徹底し、減量を図るとともに資源回収を推進します。
- ・吾妻環境施設組合での可燃ごみ処理施設及びリサイクルセンターの整備を推進します。

④ 消防防災施設

- ・消防防災資機材の充実を図ります。
- ・消防防災施設の整備、長寿命化、機能強化を図ります。
- ・統合等の理由により不要となった消防防災施設については除却を進めます。
- ・消防防災関連のDX化を進めます。
- ・近隣自治体等との災害時の相互援助協定が締結されていますが、その充実に努めていきます。
- ・消防ポンプ自動車・積載用小型ポンプ・小型ポンプ積載車を計画的に更新します。
- ・消防水利を確保します。

⑤ 公営住宅

- ・団地の集約などの政策的な空き部屋対策による公営住宅の再編と整備を図り、良好な住環境の確保を図ります。
- ・町有地の効率的な利活用と経費削減に努めます。
- ・地域の課題を整理し、効率の良い整備方法を検討し、公営住宅の整備を図ります。

⑥ 町営共同霊園

- ・将来的な需要動向を見据え、計画的な区画の整備及び造成を推進します。
- ・老朽化した箇所への修繕・改修を行い、持続的な利用を推進します。
- ・適切に管理がされていない区画の利用者に対して、通知を送付する等の対応を行い、区画の適切な管理を促します。

⑦ 空家等の対策

- ・空家の除却に対する補助など、地域の環境・景観を保全し、町民の安心安全な暮らしを推進します。
- ・空き家バンク制度を推進し、地域の環境保全、定住促進及び地域の活性化を図ります。

⑧ 都市公園

既存公園の機能向上のための改修を推進し、誰もが気軽に利用できる憩いの場の創出を図ります。

⑨ 防災機能を備えた地域生活拠点の整備

地域住民の買い物や交流、コミュニティ活動の拠点となるとともに、災害時には物資供給や避難支援機能を担う地域生活拠点の整備を推進します。また、非常用電源、防災備蓄スペース、情報通信機能、トイレ機能、物資集配機能等を備えた休憩スペース等を整備し、平常時は地域住民の交流拠点として、災害時には地域防災拠点として活用できる環境づくりを進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	老朽管布設替・施設整備	東吾妻町	
	(2) 下水処理 施設 公共下水道	公共下水道施設長寿命化対策機能診断及び最適整備計画 (東吾妻町下水道ストックマネジメント計画に基づく施設整備)	東吾妻町	
		農業集落排水維持管理適正化計画に基づく施設整備	東吾妻町	
		公共浄化槽等整備推進事業 合併処理浄化槽設置 N=150基	東吾妻町	
		公共浄化槽長寿命化計画に基づく施設整備 町内全域設置済み浄化槽の故障防止等に対応する修繕・補修計画を基にした長寿命化整備	東吾妻町	
	(3) 廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設の設計及び建設	吾妻環境施設組合	
	(4) 消防防災施設	消防防災資機材の充実	東吾妻町	
		消防ポンプ自動車等更新	東吾妻町	
		防火水槽等消防水利の整備	東吾妻町	
		消防防災施設の整備、長寿命化機能強化	東吾妻町	
		不要な消防防災施設の除却	東吾妻町	
		消防防災関連のDX化	東吾妻町	
	(6) 公営住宅	公営住宅修繕・改善事業	東吾妻町	
		公営住宅建替・整備事業	東吾妻町	
		地域優良賃貸住宅整備事業	東吾妻町	

(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯 その他	地域防災拠点整備事業 ・事業内容 防災広場、防災トイレ、防災倉庫、非常用電源設備、情報通信機能、物資集配機能等を備えた地域防災拠点の整備 ・事業効果 災害時における住民の安全確保、避難者及び帰宅困難者への支援体制の強化、物資供給・情報提供機能の確保並びに地域生活拠点としての機能向上	東吾妻町	
	空家除却費補助事業 ・事業内容 空家の除却を希望される方に除却工事費の3分の1（上限50万円）を補助する。 ・事業の必要性 町内の景観を保全し、町民の安心・安全な暮らしを確保するため。 ・事業効果 空家の隣地への倒壊や住環境の悪化の防止	東吾妻町	
	公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却 ・事業の必要性 風水害等による建物の飛散、老朽化による崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念される。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。	東吾妻町	除却
	内水リスクマネジメント推進事業 ・事業内容 雨水管理総合計画の策定 ・事業の必要性 想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域図策定し、浸水被害発生を予防 ・事業効果 浸水災害に強い防災町づくりに必要な情報発信の強化と、住民等の防災意識の向上	東吾妻町	
	(8) その他 ・町営共同霊園の整備及び造成 ・あがつま共同霊園トイレ改修	東吾妻町	
	急傾斜地崩壊対策事業 2箇所（危害のおそれのある土地等）	群馬県	県営負担金

		治山事業 単独公共治山事業	群馬県	県営負担金
		都市公園整備事業	東吾妻町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

・本計画により過疎対策を進めるうえで、公共施設等の最適な配置と計画的な維持管理は、非常に重要であるため、東吾妻町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら本計画を推進します。

なお、東吾妻町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本方針は次のとおりです。

【管理に関する基本方針】

①水道施設

・東吾妻町における水道事業の長期的な計画である「東吾妻町水道事業基本計画（新水道ビジョン）」を基に、効率的な事業運営を目指します。

・また、「東吾妻町水安全計画」を基に、水道システム全体の維持管理水準の向上を図り、安全でおいしい水の供給を確実にする体制の構築を目指します。

②下水道施設

・「東吾妻町下水道経営戦略」に基づき、効率的で持続可能な下水道事業経営を推進します。

・事業を完了している集合処理区域では、継続的な広報活動等の実施により、接続率の向上を図ります。

・個別処理区域については、公共水域の環境保全と汚水処理の必要性を周知し、国や県の支援を受けながらくみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

・汚水処理施設の老朽化に伴う事故等を防止するため、長寿命化対策や大規模修繕工事等に対応すべく、経費削減に努めながら長期的な維持管理計画の立案を図ります。

④消防施設

・消防施設については、災害時の利用が想定されることから、施設の安全性や耐震性の確保に努めます。

⑤公営住宅

・老朽化が著しい木造住宅は、現入居者が退去後は用途廃止を進めていきます。

・設備等の耐用年数を考慮した適切な修繕や予防保全的な改善を実施し、施設の長寿命化を図ります。

・公営住宅の建替えについては、「東吾妻町公営住宅等長寿命化計画」の建替事業実施方針に基づき検討します。

⑥町営共同霊園

・施設の劣化状況等を踏まえながら計画的な改修を実施し、長寿命化及び安全管理に努めます。

⑦公園

・公園は住民の憩いの場であることから、日常点検や保守点検などによる適切な維持管理により、利用者の安全確保に努めます。

・あがつまふれあい公園では、地域の特性を生かしたイベント開催や快適な利用環境の維持・創出等により、集客性の向上を図ります。

7 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

① 児童福祉

東吾妻町の児童福祉は、平成21年度に「東吾妻町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、社会全体として少子化に対応する子育て支援体制の構築に取り組んできました。国においては平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量的拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より本格施行されました。

東吾妻町においても、平成26年度にこれまでの計画の取り組みを継承しつつ、今後の子育て支援の指針となる「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び学童保育所を含む地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びそれに関連する業務を円滑に実施するための計画となります。5か年の計画であり、実情に応じて計画の更新を行い、令和2年度に「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を令和7年度に「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」を策定しました。

施設整備では、令和2年2月に「はらまち保育所」が竣工し、保育施設の新築整備は概ね完了しています。今後は学童保育を学校敷地内で提供するための調整を進めていきます。「あづま児童クラブ」は、令和2年8月に東小学校武道場内に移転が完了しました。「太田小学校」では食堂を改修し、令和4年度に学校内の専用施設に移転し、「原町小学校」は余裕教室となっていたパソコン教室を学童保育専用施設として改修し、令和6年度に移転しました。

小学校内に移転するよう計画していた「さかうえ児童クラブ」は、施設老朽化による雨漏等でカビが発生し、児童の健康管理に問題が生じることが懸念され、至急移転する必要性が生じたため、旧坂上小学校跡地にユニットハウスを設置し、学童保育所として令和6年10月に移転が完了しました。引き続き、放課後児童の居場所確保のため、空き教室等を活用するなど環境整備を行います。

子育て世代の孤立化解消のため、子育て「にこにこひろば」を「はらまち保育所」の2階に開設し、保護者同士の交流や子育て相談の場としていますが、平日の利用者が少ない現状です。多様化する子育て世代のニーズに対応するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業の充実が求められています。

今後も、子どもを取り巻く「家庭」、「地域」を主体的役割として位置づけ、子どもを産み育てる希望が叶えられるとともに、子育ての喜び、楽しさを感じることができ、全ての子どもが健やかに成長できる町を実現するため、福祉、保健、教育等の子育てにかかる部署が相互に連携し、子育て支援・少子化対策事業を積極的に推進していきます。

② 高齢者福祉

国の急速な少子高齢化の進展は、当町においても同様の傾向を示しています。令和7年4月現在の高齢化率は45.2%、令和12年度には48.2%になると推計されています。これに伴って、医療費や社会保障負担の増加、寝たきり老人や施設介護、在宅介護の必要な高齢者の増加が予想されます。

これから迎える超高齢社会においては、豊富な知識と経験を持つ高齢者自身が町づくりの貴重な担い手として地域社会に貢献していくことが期待されます。

一方、高齢者の一人暮らし世帯、老老介護、在宅介護、認知症の人とその家族等の支援を身近な地域で包括的に行う地域包括ケアシステムの充実・深化が求められており、医療・介護・福祉の連携強化と地域での支え合いが必要です。

今後は、関係機関・団体等とのさらなる連携強化により認知症サポーターの増員、相談内容の多様化に対応した専門職同士の連携強化や地域の担い手の養成を図ります。

介護老人福祉施設等への入所に際し、要介護度が重度であるなど緊急性の高い人から入所できる環境作りが必要です。

特別養護老人ホームいわびつ荘は、建設から３９年が経過し、施設や設備の老朽化が著しいことから、利用者の安全性の確保や利便性の向上を図るため、計画的に改修を進めていく必要があります。

③ 保健

少子高齢化社会となり、子どもを安心して産み・育てることができる環境と住民自身の健康寿命の延伸のための取り組みが求められています。

４０歳代から５０歳代の国民健康保険被保険者については、就労等により健診受診のための時間を確保しにくいことなどから、特定健診受診率が低い状況にあり、この年代の受診促進が必要です。関係機関・団体との連携強化や、診査と指導の一体的な体制の構築と活用により、受診率向上を目指し、生活習慣病予防の推進を目指します。健康相談や健康教室の開催、訪問指導などの強化が求められており、その中心を担う施設整備や人材確保が急務です。同時に、保健・福祉・医療の連携強化と充実が課題です。

(２) その対策

① 児童福祉

- ・保育所を核として、こども園などと連携を図りながら、多様化する保育ニーズに対応します。
- ・子どもの遊び場、機会づくりを推進します。
- ・保育所及び学童保育施設の機能充実を図るとともに、適切な修繕や予防保全的な改善を実施し、施設の安全性の確保に努めます。
- ・子育て世代が安心して子どもを育てることができるよう、出産祝金や子育て支援金の支給等により子育て支援・少子化対策事業を積極的に推進します。
- ・地域子育て支援拠点事業を充実させ、土曜日の開所や子育て情報発信の強化等に取り組みます。
- ・一時預かり事業の拡充や乳児等通園支援事業の導入を行い、保護者の負担軽減に努めます。

② 高齢者福祉

- ・「東吾妻町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、高齢者が生きがいを持って暮らし、社会の支援が必要になったときに適切なサービスが受けられる社会づくりを目指します。
- ・特別養護老人ホームいわびつ荘については、安全性や利便性を確保するため必要に応じた改修工事を行います。

③ 保健

- ・新型コロナウイルス等の感染症対策について「新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画」を策定し計画的な対応を図っていますが、関係機関・団体等の連携強化を推進します。
- ・「第３次東吾妻町元気プラン」に基づき、健康増進と疾病予防、食育を計画的に推進します。

(３) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
６ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所LED照明工事	東吾妻町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホームいわびつ荘 LED照明工事	東吾妻町	

	特別養護老人ホームいわびつ荘 長寿命化事業		
(8)過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	子育て支援事業 ・事業内容 妊産婦・乳幼児に対して必要 に応じて健康診査、相談等を実 施する。 ・事業の必要性 母子保健は一生の健康を築く 出発点として家族にとって健康 への関心を高める入口として重 要である。 ・事業効果 母子に対する健康の保持増進	東吾妻町	
	放課後児童健全育成事業 ・事業内容 放課後児童クラブを設置し、 利用を希望する小学校児童に対 し保育を実施。 ・事業の必要性 放課後及び長期休業日におい て、保護者が就労等により不在 となる児童の居場所を確保する。 また、生活及び遊びの場として、 保護者が安心して労働できるた めの環境整備。 ・事業効果 放課後等の児童の安全安心な 居場所の確保。支援員による生 活指導や、遊びを通じた児童の 健全育成、及び子育て環境の充 実。	東吾妻町	
	出産祝金支給事業 ・事業内容 児童の誕生の際に第1子5万 円、第2子10万円、第3子以 降20万円を支給 ・事業の必要性 児童の健全育成をはかるも の。 ・事業効果 安心して子どもを産み育てら れる環境づくり	東吾妻町	
	子育て支援金事業 ・事業内容 年度内に1歳及び2歳に達す る児童を養育する保護者に対象 児一人につき3万円を支給 ・事業の必要性 児童の健全育成をはかるも	東吾妻町	

高齢者・障害者福祉		の。 ・事業効果 安心して子どもを産み育てられる環境づくり		
	一時預かり事業	・事業内容 保育所やこども園に通っていない乳幼児を一時的に、保育所やこども園等で、有料で預かる事業。 ・事業の必要性 保護者の肉体的・精神的負担軽減のため。 ・事業効果 子育て支援の充実、安心して子どもを産み育てられる環境づくり。	東吾妻町	
	乳児等通園支援事業	・事業内容 保育所に通っていない乳児を一時的に、保育所等で有料で預かる事業 ・事業の必要性 全てのこどもの育ちを応援しこどもの良質な成育環境を整備する。 ・事業効果 子育て支援の充実、安心して子どもを産み育てられる環境づくり 保育士と関わることで孤立しがちな保護者の相談支援につながる。	東吾妻町	
	敬老祝金支給事業	・事業内容 80・85・90・95・100歳時に長寿を祝して祝金を贈呈する。 ・事業の必要性 健康寿命の延伸に寄与するもの。 ・事業効果 健康寿命の延伸	東吾妻町	
	敬老行事補助事業	・事業内容 敬老会の開催に係る費用にたいし補助する。 ・事業の必要性 高齢者間の交流・親睦を深めることに寄与するもの。 ・事業効果	東吾妻町	

高齢者間の交流・親睦		
在宅介護慰労手当支給事業 - 事業内容 介護度4及び5の高齢者を在宅で介護する者への慰労金を支給する。 - 事業の必要性 在宅介護に対する安心感を提供することに寄与するもの。 - 事業効果 在宅介護者への安心感の提供	東吾妻町	
緊急通報システム設置運営事業 - 事業内容 ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時に安否確認を行う装置を設置する。 - 事業の必要性 高齢者の安全安心な生活に寄与するもの。 - 事業効果 高齢者の安全・安心な生活	東吾妻町	
老人クラブ運営費補助 - 事業内容 地域で活動する老人クラブへ補助金を支給する。 - 事業の必要性 生きがいづくりや、高齢者間の親睦・交流に寄与するもの。 - 事業効果 生きがいづくり 高齢者間の親睦・交流	東吾妻町	
シルバー人材センター運営事業 - 事業内容 高齢者の就業機会の拡大と能力を活かし、臨時的・短期的な仕事を引き受け、地域社会に貢献する。 - 事業の必要性 高齢者の生きがいや社会参加の充実などに寄与するもの。 - 事業効果 高齢者の生きがいづくり・健康維持・社会参加・福祉の増進	東吾妻町	
精神障害者施設負担金 事業内容 障害のある人を対象として創作的活動等、社会との交流促進などの機会を提供する施設への	中之条町 高崎市	負担金

健康づくり	負担金 ・事業の必要性 精神障害をお持ちの方やご家族が地域で安心して日常生活を送ることができるように支援が必要であるため。 ・事業効果 精神障害者やその家族が地域で安心して生活ができる。		
	ひがしあがつま地域活動支援センター運営事業 ・事業内容 障害者(児)の社会との交流を促進するために、創作的活動や交流、生産活動の機会の提供 ・事業の必要性 社会参加促進の支援により、障害者(児)の自立などに寄与するもの。 ・事業効果 障害者(児)の社会活動への積極的参加及び自立の促進	東吾妻町	
	多機能型障害福祉サービス事業所運営費負担金 ・事業内容 障害者(児)の社会参加・就労を促進するために、創作的活動や生産活動の機会の提供及び生活能力向上のための援助。 ・事業の必要性 社会参加・就労促進の支援により、障害者(児)の自立などに寄与するもの。 ・事業効果 障害者(児)の社会活動への積極的参加・就労及び自立の促進	社会福祉法人	負担金
	特定疾患等患者見舞金支給事業 ・事業内容 特定疾患等の患者及び保護者に見舞金を支給する。 ・事業の必要性 特定疾患等の患者及び保護者の生活の安定と福祉の増進に寄与するもの。 ・事業効果 特定疾患等の患者及び保護者の生活の安定と福祉の増進	東吾妻町	
	住民健診、各種がん検診等の実施	東吾妻町	

		・事業内容 町内外の指定医療機関と委託契約をし、住民健診、各種がん検診を実施 ・事業の必要性 住民健診、がん検診を受けることで疾病を早期に発見でき、さらに治療を行うことで死亡率が低下する。 ・事業効果 住民健診の効果として生活習慣病の予防、医療費の抑制。がんを早期発見する事によりがんによる死亡率が低下する。		
		健康増進事業、食育推進事業 ・事業内容 町民の健康寿命の延伸と生活の質の維持向上に向けて健康課題の優先順位の決定から事業実施、評価、改善まで総合的に実施する。 ・事業の必要性 超高齢少子社会を迎え、医療費や介護の負担が増える中、健康な社会を目指す必要がある。 ・事業効果 生活習慣の改善および健康づくりに必要な環境整備を進め、一人ひとりがより豊かで満足できる人生を全うできるように支援する。併せて持続可能な社会の実現を図る。	東吾妻町	
		社会福祉協議会運営費補助 ・事業内容 社会福祉協議会の運営費の一部として補助金を交付する。 ・事業の必要性 住民の参加する福祉活動を推進し、地域の福祉課題等を協働的努力によって解決することに寄与するもの。 ・事業効果 社会福祉の増進 地域共生社会の実現	東吾妻町	
		福祉医療費給付事業 ・事業内容 保健診療医療費の自己負担分を公費で負担 ・事業の必要性 子ども、重度心身障害者、母	東吾妻町	

	その他	子家庭及び父子家庭の親と子の健康管理の向上と福祉の増進に寄与するもの。 ・事業効果 健康増進		
		「ささえ愛つながり愛」みんなの福祉サポート事業 ・事業内容 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制の構築 ・事業の必要性 地域住民の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では解決することが難しい狭間のニーズを抱える事例が増加しているため。 ・事業効果 地域共生社会の実現	東吾妻町	
		公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却 ・事業の必要性 風水害等による建物の飛散、老朽化による崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念される。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。	東吾妻町	除却

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

・本計画により過疎対策を進めるうえで、公共施設等の最適な配置と計画的な維持管理は、非常に重要であるため、東吾妻町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら本計画の推進します。

なお、東吾妻町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本方針は次のとおりです。

【管理に関する基本方針】

①児童福祉

・今後も引き続き利用していく施設については、設備等の耐用年数を考慮した適切な修繕や予防保全的な改善を実施し、施設の長寿命化を図ります。

②高齢者福祉

・今後も引き続き利用していく施設については、設備等の耐用年数を考慮した適切な修繕や予防保全的な改善を実施し、施設の長寿命化を図ります。

・指定管理が満了する施設については、速やかに時期指定に向けて調査を行い、効率的な施設運営を目指します。

③保健

・今後も引き続き利用していく施設については、設備等の耐用年数を考慮した適切な修繕や予防保全的な改善を実施し、施設の長寿命化を図ります。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

町営の医療機関として、東吾妻町国民健康保険診療所が設置されています。診療所は、東地区で唯一患者の初期治療を行う身近な医療機関であることから住民から多大なる信頼を得ています。

また、地域医療のみならず、保健・福祉行政における役割も大きく、医師および看護師の確保と診療所の維持、機能強化が今後も重要です。

救急医療体制は、吾妻広域圏事業として確立しており、また、緊急を要する疾病等については、県のドクターヘリによる搬送、原町赤十字病院の救命救急の専門医が増員されましたが、今後もその拡充強化が求められます。

東吾妻町には、原町赤十字病院を始め医院、診療所がありますが、産婦人科、小児医療等については、医師・看護師不足などから分娩・小児科の入院治療は受けられない状況があります。今後、医師会、医療機関、吾妻広域圏とのさらなる連携強化が求められています。

(2) その対策

- ・原町赤十字病院の機能維持・向上に向け、より一層の連携強化に努めます。
- ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が出来るよう妊娠・出産包括支援対策のシステム作りに取り組みます。
- ・現在の診療所は、昭和63年に改築され建物・医療機器等の老朽化が目立っており、その更新を行います。
- ・地域医療の確保と医師や看護師の定着支援として、看護師寮等の住環境整備も重要な要素の一つであるため、整備について検討します。
- ・地域医療の確保として、身近な場所で定期的に医療機関への受診機会を確保できる環境（体制）を整備するため、医療Ma a S（医療機器を搭載した車両に看護師が同乗し、通院が困難な患者宅等へ赴き、オンライン診療等を行う）に取り組みます。
- ・医療・保健・福祉との連携強化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病 院	原町赤十字病院医療機器整備 補助	東吾妻町	
	診療所	東吾妻町国民健康保険診療所 建物・医療機器等整備	東吾妻町	
	その他	医療Ma a S事業 ・事業内容 移動診療車両を利用したオンライン診療等を実施する ・事業の必要性 オンライン診療等を実施することで、へき地等における医療機関への受診機会を安定的に確	東吾妻町	

	保するため ・事業効果 地域医療の確保		
(3)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	吾妻広域圏救急医療費負担金 ・事業内容 吾妻広域圏の救急医療体制の整備及び確保のための医療費を構成町村で応分負担する。 ・事業の必要性 吾妻圏域には大規模病院がないことから緊急時の搬送体制の整備強化が求められる。 ・事業効果 高規格救急自動車の計画的な配備 救急医療体制の確保	吾妻広域町村圏振興整備組合 東吾妻町	
	原町赤十字病院医師確保対策補助 ・事業内容 病院における業務の実施に必要な医師の確保に対策に係る経費を助成する ・事業の必要性 原町赤十字病院は、郡内でも重要な公的病院であり住民に対してニーズに応じた医療を提供する必要があるため ・事業効果 助成することにより、必要な医師を確保することができ住民ニーズに対応した医療を提供できる	東吾妻町	
	(4)その他 医療従事者等住宅(寮)整備事業 ・事業内容 町内医療機関における医療従事者を対象とした、住宅(寮)を整備する ・事業の必要性 地域医療確保対策の一環として、医師や看護師等の定着を支援するため ・事業効果 病院への定着率の向上、地域医療の充実、地域への定着による活性化など	東吾妻町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・本計画により過疎対策を進めるうえで、公共施設等の最適な配置と計画的な維持管理は、非常に重要であるため、東吾妻町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら本計画の推進します。

なお、東吾妻町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本方針は次のとおりです。

【管理に関する基本方針】

- ・東吾妻町国民健康保険診療所は、町民の健康を守るうえで必要不可欠な施設であることから、計画的な点検・診断及び修繕の実施により、施設の長寿命化を図ります。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

東吾妻町では、豊かな知性・人間性・創造性、及びしなやかな心身を備えて国際社会で他者と共生できる人材の育成を目指して教育行政を推進しています。そのため、保育所・こども園・学校は、子ども一人一人に持続可能な社会の創り手・担い手となる力、しなやかな「生きる力(の基礎)」を培う保育・教育を進めています。

子どもの頃から英語に親しむことを目的に、外国語教育コーディネーター1名を任用しこども園を巡回しています。小中学校においては、英語教育の充実を目的としてALT4名を任用し、学校の英語教諭と共に授業の中で外国語力の向上を図っています。

学校施設の管理のため東吾妻町学校施設等個別施設計画を策定し、学校施設等の劣化度等点検評価を基に、施設保全のための中長期的な予算計画につなげ、適正な維持保全を進めます。具体的な課題として、LED照明等の整備や中学校の体育施設、校庭整備等を進める必要があります。

平成27年4月の中学校統合時から、小学校と合わせたスクールバス通学を行っています。坂上地区では路線バスとの連携を図り、定時定路線とデマンド運行の併用を実現し地域の実情に合わせた運行形態を導入しました。今後も安全で適切な運行を継続して進めていきます。

平成30年4月からは給食費を無償化し、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を推進しています。

学習面では、GIGAスクール構想により、令和2年度に導入した一人一台端末が更新時期を迎えたことから、令和7年度に新端末687台を導入しました。また、学校教職員の事務の負担軽減のため、令和8年度から校務支援システムを導入しました。

少子化の進行により児童数の減少が続いており、一部の学校では複式学級の発生により、持続可能な教育環境の確保が難しい状況となっています。また、施設の老朽化も喫緊の課題となっており、現状の小学校5校体制を維持するためには、多額の整備費用が必要となります。こうした状況を踏まえ、将来にわたり安定した教育環境を確保し、教育の質の向上を図るため、小学校の再編について検討を進めています。

学校や家庭、地域社会の一層の連携を図り、住民の誰もがいつでもどこでも自主的に学びやスポーツ、文化活動等に取り組み、文化財保護、・地域の伝統行事・芸能の保存・継続活動への取組を通して、喜びを得る・生きがいを持てるなど、豊かな知性や心を培える社会教育の構築を進めています。

社会教育の重要性は、生きがいづくりや健康志向の高まり等により住民にも浸透しつつあります。住民からの学び・集い・繋がる「居場所づくり」の要望に答え、「英会話教室」「夏休み宿題会」「健康増進教室」など、子どもから高齢者まで参加できる学習・文化・スポーツ活動等を継続して支援できる体制整備に努めています。

令和2年度に調査し策定した社会教育施設個別計画や令和5年度に策定したスポーツ推進計画に基づき、各公民館やスポーツ施設を整備し「誰もが安心して学べるまちづくり」に努めます。

(2) その対策

- ・ 個別施設計画によりこども園・小中学校施設を安全に活用するための維持管理を行い、必要に応じた校舎等の大規模改修工事を行います。

- ・ 東吾妻中学校武道場・体育館の新築、校庭整備を実施します。
- ・ 教育関連施設の照明のLED化を今後も継続して実施します。
- ・ GIGAスクールによる学習機器・通信機器等の更新を学校規模により適正に実施していきます。
- ・ 子育て支援事業の一環として、継続して給食費を無償とします。
- ・ 児童・生徒の通学手段として、スクールバス運行業務委託を継続していきます。
- ・ 社会教育活動の核となっている公民館等の補修工事を行います。
- ・ 生涯スポーツの核となるスポーツ施設の改修や整備を進めます。
- ・ 文化活動の拠点となるコンベンションホールの改修整備を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校 舎	各小中学校 校舎・体育館照明LED化工事	東吾妻町	
		各小中学校 非構造部材耐震化工事	東吾妻町	
		各小中学校 トイレ洋式化工事	東吾妻町	
		各小中学校 ネットワーク設備等更改工事	東吾妻町	
		各小中学校 雨漏り対策工事	東吾妻町	
		小学校再編に伴う 小学校校舎等改修工事	東吾妻町	
		東吾妻中学校改修工事 A=3,986㎡	東吾妻町	
	屋内運動場	東吾妻中学校 体育館・武道場新築工事	東吾妻町	
		坂上小学体育館改修等工事 A=720㎡	東吾妻町	
		各小中学校 体育館空調機器設置工事	東吾妻町	
		各小中学校 体育館断熱性確保工事	東吾妻町	
		小学校再編に伴う 小学校体育館改修工事	東吾妻町	
	給食施設	東吾妻中学校校庭整備 A=11,013㎡	東吾妻町	
		学校給食センター 施設改修・備品修繕	東吾妻町	
		学校給食センター施設内照明	東吾妻町	

	LED化工事 A=1, 179. 49㎡		
(2)認定こども園	各こども園 LED化工事 5園	東吾妻町	
(3)集会施設、 公民館 体育施設	各公民館改修設計・工事	東吾妻町	
	コンベンションホール 改修設計・工事	東吾妻町	
	各スポーツ施設改修設計・工事	東吾妻町	
(4)過疎地域自立 促進特別事業 義務教育	外国青年招致事業4名 外国語教育コーディネーター 事業1名 ・事業内容 こども園に外国語教育コーディネーターを、小中学校に外国青年を派遣し英語教育を行う。 ・事業の必要性 外国語教育の充実及び国際理解促進による語学力の向上や国際的な感覚を身につけた人材の育成に必要。 ・事業効果 ・外国語教育の充実 ・国際理解促進 ・語学力の向上	東吾妻町	
	スクールバス運行業務委託 ・事業内容 遠距離通学となる小・中学校の児童・生徒が利用するスクールバスの運行。 ・事業の必要性 遠距離通学となる児童・生徒の通学手段及び通学路の安全を確保するために必要。 ・事業効果 遠距通学となる児童・生徒の通学手段及び通学路の安全性を確保。	東吾妻町	
	給食費の無償化 ・事業内容 こども園及び小中学校における園児、児童、生徒にかかる給食費の全額免除 ・事業の必要性 子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るため。 ・事業効果 子育て支援の充実	東吾妻町	

		公共施設等の解体撤去事業 ・ 事業内容 廃止予定施設等の除却 ・ 事業の必要性 老朽化による建物等の崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念されるため。 ・ 事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用	東吾妻町	除却
--	--	--	------	----

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画により過疎対策を進めるうえで、公共施設等の最適な配置と計画的な維持管理は、非常に重要であるため、東吾妻町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら本計画の推進します。なお、東吾妻町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本方針は次のとおりです。

【管理に関する基本方針】

学校教育施設

- ・ 今後は各学校の設備面での充実を図っていくものとしており、照明器具のLED化や老朽化対策としての改修、改築を進めるほか、ICTの利用環境向上に向けた整備を随時進めていきます。
- ・ 学校施設はすべて避難所に指定されていることから、災害時の利用も視野に入れながら施設の長寿命化を図り、安全性の確保に努めます。

社会教育施設

- ・ 公民館及び分館は地域の暮らしを支える拠点施設であり、災害時には避難施設としての役割を担っています。利用者の安全性確保に向け、計画的な施設改修を進めます。
- ・ 定期的な点検により施設の老朽度合いを見極め、必要な改修を実施するなど適切な維持管理に努めます。
- ・ 災害時の避難施設となっている町民体育館などは、予防保全的な補修等による施設の長寿命化により、機能の維持や安全性の確保に努めます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

東吾妻町は、総面積253.91㎢ですが、人口は11,927人（令和7年3月末住基人口）であり、人口密度は47人／㎢余りとなっています。

少子高齢化に伴い町の基幹産業であった農業については後継者不足となり、その後継者である若年層も第2・3次産業に職を求め、町の中心市街地である原町地区や、町の新興住宅地である太田地区に居住地を求め人口が片寄る傾向が続いています。また、国道や県道に沿った集落については、減少率も鈍化していますが、町全体の過疎化は進んでおり、特に中心市街地から離れている集落は極端な過疎化と高齢化が進んでいる状況であります。

東吾妻町では、区制・班制をとっていますが、地域によっては極端に世帯数が少なく、地域の活動に支障を来す集落も現れ始めています。

このような問題を改善するため、地域おこし協力隊の活用やU I J ターン者の受け入れによる移住定住の促進、空家対策など集落機能の維持・活性化が図られるよう必要な対策を講じる必要があります。

(2) その対策

・地域の主産業である、農業の振興を図るため、点在する農地を集約する施策として、地域計画及び農地中間管理機構を活用するとともに、土地改良による農地と農道の整備及び機械化を推進し、後継者の育成や新規就業者の受入と育成を図るとともに、緑豊かな自然環境を保全しつつ、社会基盤の整備・充実に努め、若年後継者・新規就業者の定住を推進します。

・空き家バンク制度を推進し、移住・定住の促進、町民と町外居住者との交流及び集落の活性化を図ります。

・都市地域からのU I J ターン者を積極的に受け入れるため、対策の拡充を図ります。

・危険な空家等が放置されないよう除却対策を進め、地域の安全と環境・景観の保全を推進します。

・区制、班制の継続により、集落機能の維持及び活性化を図ります。

・住民活動の拠点となる住民センターの整備・維持管理の支援を図ります。

・町内のサービスステーションが減少しつつあるので、地域のニーズに適合した供給体制構築等を検討し、総合的に施策を講じていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	行政事務連絡業務委託 ・ 事業内容 広報紙及び周知文書等の配布 回覧及び回収 住民の要望等の取りまとめ及び伝達 町政の事務事業の連絡調整及び協力 区域の住民の把握等 ・ 事業の必要性	東吾妻町	

		行政の円滑なる運営に資することを目的としている。 ・事業効果 地域の連帯感、共同意識の醸成及び発展に寄与できる。		
		住民センター用地土地賃借料補助 ・事業内容 行政区等が他から土地を借用し住民センターを所有又は管理している場合に、町が借地料の一部を補助 ・事業の必要性 行政区等の負担の軽減を図ることを目的としている。 ・事業効果 地域の連帯感、共同意識の醸成及び発展に寄与できる。	東吾妻町	
		住民センター整備事業補助 ・事業内容 住民活動の拠点となる住民センターの建設、増改築及び備品等の整備を行う場合、町が事業費の一部を補助 ・事業の必要性 行政区等の負担の軽減を図ることを目的としている。 ・事業効果 地域の連帯感、共同意識の醸成及び発展に寄与できる。	東吾妻町	
		集落活性化事業 ・事業内容 地域の実情に応じ、サービスステーション等の導入を推進する。 ・事業の必要性 人口減少や少子高齢化等に伴い、日常生活に必要な生活サービスの維持が困難となっているため。 ・事業効果 生活インフラの維持、買い物燃料供給環境の確保、地域コミュニティの維持及び地域防災力の向上が期待できる。	東吾妻町	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

東吾妻町は、古来より越後・信濃・武蔵、相模国へと向かう交通の要衝として栄え、「郷原遺跡」や「金井廃寺」といった数多くの遺跡、史跡が残されています。また、中世においては町名にもある「吾妻」の名が鎌倉幕府の正史とされる『吾妻鏡』に登場し、戦国時代から江戸時代初頭には吾妻郡の中心的な城館として知られる「岩櫃城」が、戦国大名である武田氏・上杉氏・後北条氏といった各大名の古文書にも登場します。このように東吾妻町は古来よりその先人たちの生活や文化を伝える文化財が各所に確認されています。また、「吾妻峡」や「原町の大ケヤキ」に代表されるような名勝・天然記念物もその自然豊かな町の背景から多数存在しており、このような町の歴史や自然といった町を形作ってきた「文化財」をこれからも大切に守ることとともに、「国民共有の財産」として次世代へと伝えていくことも私たちの重要な使命であると考えています。

これらの文化財のほかにも、地域に根ざした「伝統芸能や習俗」の継承や保護育成に努めていくことも重要であり、地道な広報活動や町民に対しての十分な周知活動が重要かつ不可欠なものと考えます。

東吾妻町における史跡・名勝・天然記念物といった各文化財は国民共有の財産、これまでの町の歴史を今に伝えるものとして広く認識されるものでありますが、同時に観光資源としての役割も担っています。町内で調査が実施された考古学的資料や先人の記録として残されてきた文献史料などにおいても保存・活用を図る総合的な施設も町の観光資源はもとより文化財の恒久的な保護という認識の中で考えていく必要があります。

これらの町全域にわたる文化財の保存活用には、常にその状態を確認する巡回等が必要となり、文化財ボランティア等の組織形成とともに、次世代への継承も大きな課題と考えます。また、地域の民俗芸能・伝統芸能については、恒常的な後継者不足・財源の確保が重要な問題となります。

(2) その対策

- ・上記の遺跡・史跡・名勝は、十分な保存活用計画の策定が喫緊の課題であり、計画書の策定に努めます。また、国・県指定文化財を中心に保護事業に努めます。

- ・あらゆる文化財資料に関して、町内に数多く残る資料の散逸を防ぎ、保存管理と活用を一元化するため、資料館の開設を目指します。それにより、文化財の展示を行い、広く公開と活用に供します。また、収蔵施設を併設することによって長期の保存管理が可能となり、展示に限らず、地域センターとしての役割をも担う情報発信センターとして地域に根ざした活動へと繋げていきます。また、既存の保存施設については維持管理に努めていきます。

- ・これら文化財の大多数は再生産が不可能なものであり、一度損なわれた場合、未来永劫失うことを意味します。そのため、特に埋蔵文化財に対しては、遺跡の保存などが望めない場合には、発掘調査等を実施し、記録保存として未来へと伝えていくほか重要な遺跡、史跡などはその歴史的価値を把握して正しく後世へと繋げていくため調査発掘の実施も行っていきます。

- ・民俗芸能、伝統芸能等を行っている文化財活動団体には、活動資金としての補助金交付等を行います。また、後世への伝承のため、活動記録の保存を図ります。

- ・これらの文化財に対しては、全町的な記録・資料収集が必要であり、将来的な町史の作成を模索することとともに、広く町民に周知することによって町の文化遺産に対する認識を深め、文化財愛護の機運を高めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振	(1)地域文化振興 地域文化振興 施設	歴史資料館や文化施設の整備	東吾妻町	
		資料保存施設整備	東吾妻町	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業	文化財活動団体の育成・支援 ・事業内容 地域の文化財保存団体へ活動補助金を交付する。 ・事業の必要性 活動費用を支援することにより文財保護活動の継承を図る。 ・事業効果 文化財保存活動の継続 住民による文化財保護活動の推進	東吾妻町	
		民俗文化財の記録保存 (デジタル映像化) ・事業内容 無形文化財等の映像等デジタル記録の保存 ・事業の必要性 無形文化財のデジタル映像で記録保存をし保存活動に寄与する。 ・事業効果 無形文化財の映像記録保存 伝統技術・芸能の保存	東吾妻町	
		公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却 ・事業の必要性 風水害等による建物の飛散、老朽化による崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念される。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。	東吾妻町	除却
	(3)その他	岩櫃城跡保存整備	東吾妻町	
		吾妻峡保存管理	東吾妻町	
		国・県指定文化財保護 国指定3箇所、県指定7箇所	東吾妻町	

		発掘調査 5箇所	東吾妻町	
		東吾妻町史の編纂・刊行	東吾妻町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

・本計画により過疎対策を進めるうえで、公共施設等の最適な配置と計画的な維持管理は、非常に重要であるため、東吾妻町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら本計画の推進します。

なお、東吾妻町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本方針は次のとおりです。

【管理に関する基本方針】

・定期的な点検により施設の老朽度合いを見極め、必要な改修を実施するなど適切な維持管理に努めます。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

東吾妻町には、森林資源や水資源など、再生可能エネルギーとして利用可能な資源が豊富に存在しています。

東地区を代表する地域資源に、湧水量日量3万トンとも言われる「箱島湧水」があります。この湧水の利水割合は、約3%が町の簡易水道水、約22%が養魚場や農業用水として使用し、残りの75%については群馬県が所有し、群馬県水産試験場箱島養鱒センターで使用されています。

東吾妻町では群馬県が所有する水利について従属使用許可を受けて水産試験場で使用される前の湧水を利用し、平成29年6月より小水力発電事業をPFI事業BTO方式で開始しました。

湧水直下で水産試験場で使用する水利全量を取水し、取水口と発電所の高低差約82mを利用して水力による発電を行い、発電後の利用水は水産試験場施設に放出し水産試験場が使用しています。

PFI事業の契約期間は20年であるため、契約が完了する令和19年6月以降の発電施設の運営方法については今後の検討課題となります。

今後は、発電事業以外の箱島湧水の有効活用についても群馬県に協力をあおぎながら、地域資源と一体となった周辺地域の整備を検討し推進していく必要があります。

また、化石燃料使用量の削減と太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの活用を促進し、地域全体での温室効果ガス排出量削減を推進します。

(2) その対策

- ・企業誘致、新たな産業の創出、定住促進など、その基礎となる利水については群馬県に協力を求め、その有効活用を図っていきます。
- ・小水力発電事業の取り組みについて、積極的なPRを行うとともに、安定的な事業運営に努めます。また、発電事業で得た収益を財源に地元地域インフラ整備等を実施していきます。
- ・住宅用再生可能エネルギーシステムの設置支援など、再生可能エネルギー機器の導入促進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	箱島湧水発電事業の運営 ・事業内容 PFI事業制度を利用した小水力発電施設の運営 ・事業の必要性 地域資源である箱島湧水を有効活用する。 ・事業効果 小水力発電実施による温室効果ガス排出量削減 事業実施による収益	東吾妻町	PFI
		住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	東吾妻町	

		・事業内容 一定要件を満たした住宅用再生可能エネルギーシステム設置費の支援 ・事業の必要性 積極的な自然エネルギー利用を支援し、循環型まちづくり推進と環境意識の高揚を図るため。 ・事業効果 新エネルギーの活用促進	
--	--	--	--

1 3 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

東吾妻町の公共施設等（建物の他、道路、橋りょう、水道、下水道など全て）は、町村合併以前に建設や整備したものが多く、老朽化対策と維持管理費の増加、統廃合による遊休化が大きな課題となっています。

厳しい行財政状況が続く中で、今後、人口減少や高齢化により公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化していることも多いことを踏まえ、平成29年3月に策定した「東吾妻町公共施設等総合管理計画」に基づき更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

また、東吾妻町役場本庁舎について平成31年1月4日から移転・開庁しましたが、これに伴って旧町役場庁舎跡地のあり方の検討と併せたJR群馬原町駅南側地区の活性化が求められています。

なお、東吾妻町では「橋梁長寿命化修繕計画」を令和7年2月に更新し、より計画的、効率的に橋りょうの維持管理を行い、維持・修繕・架替えに係わる費用を縮減し、合理的な維持管理の実現を目指すこととしています。

② 住民と行政の「協働」による地域づくり

人口減少社会において安心して暮らせる地域が持続的発展をするためには、住民と行政がそれぞれの役割を尊重し、担い合う、協働によるまちづくりを進めることが必要です。

東吾妻町では、住民の声をまちづくりにつなぐために町政懇談会を毎年1回、町内5会場で開催しています。今後は開催場所や日時、テーマや参加対象等を絞った協議の機会や場の設定などを検討し、より多くの町民が参加しやすい効果的なものとする必要があります。

また、住民と行政の協働によるまちづくりを着実に進めるため、まちづくりの体制の基礎となり、住民と行政の共通ガイドラインとして、まちづくりに関係する各主体の役割や責務、情報公開・共有などの基本的なルールを示した「東吾妻町まちづくり参加条例」を平成31年4月に制定しました。本条例に定める住民参加の具現の場として「ひがしあがつま創生会議」を設置し、住民が行政活動に参画する取り組みを進めています。

③ 広域連携の強化

過疎対策における隣接市町村は、公共交通や医療・防災など共通の課題を抱えていることから、双方が連携することにより、施設等へ重複投資が避けられるなど効率的かつ効果的な対策が実施できることになります。

今後の過疎対策の実施に当たっては、地域の実情を踏まえ、地域に合った広域連携を進めるとともに、その強化を図ります。

(2) その対策

① 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

・平成29年3月に策定した「東吾妻町公共施設等総合管理計画」に基づき、東吾妻町が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的な管理を進めます。

・老朽化等による危険性や町村合併後の統廃合によって、利用見込みのない公共施設等の解体撤去を進め安全確保を図るとともに、その跡地利用と解体撤去をしない場合の再編整備、新規機能の検討を進め

ます。

・町役場の移転によって空地となった旧役場庁舎跡地は、町民が集い活動できる「にぎわいと交流の拠点」としての位置づけのもとに、町民の意見・意向を踏まえながら検討を進めます。

・令和7年2月に更新した「橋梁長寿命化修繕計画」は、東吾妻町が管理する橋りょう271橋（令和6年現在）を計画の対象としており、安全性の観点から橋りょうの状態を常に把握し必要な対策を進めていくとともに将来的な財政負担の低減を図ります。

② 住民と行政の「協働」による地域づくり

・町政懇談会の開催方法や、透明性の高い行政評価の仕組みづくりを進め、行政活動への住民参画や意見反映、情報共有などの拡充を図ります。

・「ひがしあがつま創生会議」による住民の行政活動への参画を充実させるよう、会議体制や運営の拡充を図ります。

・地域の特性を活かしたイベントや地域活動の推進を対外的に誇れるものとし、町内外へのPR強化と参加促進を図り、地域の特色あるボランティア活動や、地域交流・行政参加と「協働」を町内に広め地域の自立を推進していきます。

・広報紙、町のホームページ及び公式LINEを充実させ、町のアピールや各種PRを発信していきます。また、電子メール等により情報、意見、要望の収集を推進していきます。

③ 広域連携の強化

・吾妻広域町村圏の構成町村と連携し、さらなる広域行政の推進に取り組みます。

・各種共同事業については、状況に対応した事務の再編と新たな共同処理の可能性を検討します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	長期的視点に立った公共施設等の管理	旧役場庁舎跡地利活用事業	東吾妻町	
	過疎地域持続的発展特別事業	広報・広聴活動の推進 ・事業内容 町内に在住する人を対象に 広報紙などを用いて周知 ・事業の必要性 町の方針や考え方・施策を住民に「分かりやすく知らせる」という役割に寄与 ・事業効果 町の現状や課題、今後のまちづくりに関する情報や学習機会の提供を図り、町民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を促進	東吾妻町	

		公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却 ・事業の必要性 風水害等による建物の飛散、 老朽化による崩壊等を原因とする 近隣への被害が懸念される。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。	東吾妻町	除却
--	--	--	------	----

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

・本計画により過疎対策を進めるうえで、公共施設等の最適な配置と計画的な維持管理は、非常に重要であるため、東吾妻町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら本計画を推進します。

なお、東吾妻町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本方針は次のとおりです。

【管理に関する基本方針】

① 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

・廃止予定施設の「旧岩島中学校体育館」、「旧太田幼稚園」については、安全性も考慮し用途廃止に向けた手続きを進めるとともに、効率的な跡地活用を検討します。

・現在十分な活用が図られていない施設については、効率的な活用方策や廃止など、施設のあり方について検討していきます。

・今後も維持管理対象とする施設については、施設の劣化状況を踏まえながら計画的な改修を施し、長寿命化に努めます。

・公共施設等総合管理計画の改訂は、各個別施設計画との整合性をはかることで実現可能な計画とします。

・計画的に実施することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現します。

・役場本庁舎は、建物の老朽化や住民サービスの向上を狙いとして移転・開庁しましたが、空地となった旧役場庁舎跡地については、周辺の状況を踏まえながら効率的な土地活用を検討します。

・高度経済成長期に集中して建設された橋りょうが一斉に架け替え時期を迎えると、架け替え費用が集中し、大きな建設予算が必要となります。このため、橋りょうの建設コスト縮減の一環として、橋りょうのトータルライフサイクルコストの軽減のため、橋りょうの長寿命化を図るとともに、毎年の維持管理予算の平準化を図ります。

事業計画（令和８年度～令和１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
１ 移住・定住・地 材育成	(４)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住相談窓口の設置・推進事業 ・事業内容 移住サポーターを設置することにより町外からの移住・定住希望者の受入体制の整備を図る。 ・事業の必要性 移住者及び移住希望者に寄り添ったサポート体制が必要なため。 ・事業効果 移住・定住者の促進	東吾妻町	人口維持に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである。
		お試し移住用住居管理事業 ・事業内容 空き家バンクに登録された物件を町で借り上げ実際に住んでもらい移住を検討してもらう。 ・事業の必要性 実際に住んでもらうことで住み心地や土地の魅力を体感してもらい移住を推進する。 ・事業効果 移住定住者の促進	東吾妻町	人口維持に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである。
		移住支援金 ・事業内容 首都圏から町内への移住者に移住支援金を支給する。 ・事業の必要性 少子高齢化が進む中、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図ることで首都圏からの移住促進を図るとともに地域の活性化に失する人材を確保するため。 ・事業効果 首都圏からの移住定住者の促進	東吾妻町	人口維持に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである。
		定住促進事業住宅取得奨励補助金 ・事業内容 新たに住宅の取得を行う若者及び若者夫婦世帯（４０歳未満）に対し、住宅取得に要した経費の一部を補助する。 ・事業の必要性 若者や子育て世帯の定住促進と地域の活性化を図る。 ・事業効果 東吾妻町の人口減少の抑制	東吾妻町	人口維持に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである。

	地域間交流	勤労者住宅建設資金利子補給事業 ・事業内容 勤労者の住宅建設資金に対し利子補給の措置を講じる。 ・事業の必要性 住宅建設を促進し、福祉の向上を図る。 ・事業効果 人口の定着	東吾妻町	人口維持に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである。
		木造住宅耐震診断者派遣事業 ・事業内容 旧耐震基準により建築された木造住宅に耐震診断者を派遣し耐震診断を実施する。 ・事業の必要性 現在の家屋の耐震性能を把握し、必要に応じて耐震改修を行う判断基準となる。 ・事業効果 耐震改修工事を行うための、判断基準の把握	東吾妻町	人口維持に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである。
		杉並区交流事業 ・事業内容 阿波おどりを通じた交流 ・事業の必要性 文化交流により、友好関係に寄与するもの。 ・事業効果 友好関係の強化	東吾妻町	交流人口の増加等に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		台湾・基隆市交流事業 ・事業内容 東吾妻町と歴史的ゆかりのある台湾・基隆市に中学生を派遣し現地中学生との交流により、異文化交流や海外の自然・文化等を体験する。 ・事業の必要性 町内生徒の語学学習やグローバル化への意識を高めるため、また自らの優れた能力を大きく伸ばすきっかけとするため。 ・事業効果 国際感覚や広い視野を持つ人材の育成	東吾妻町	交流人口の増加等に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
	その他	空家等対策協議会 ・事業内容 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために設置します。 ・事業の必要性 空家等の適正管理及び利活用に関する施策を実施することにより町民の生命、身体及び財産	東吾妻町	空家の利活用促進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである

		を保護するとともに、安全かつ快適な地域社会を作る必要があるため。 ・事業効果 生活環境の保全及び空家等の活用の促進		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金 農地維持・資源向上（共同） 資源向上（長寿命化） ・事業内容 地域の農地、水路、農道等の保全管理について支払交付金により支援実施 ・事業の必要性 農村地域の過疎化、高齢化に伴う農村資源の保全等に関する負担の増加に対して、活動支援に寄与するもの。 ・事業効果 水路、農道等の保全管理による長寿命化 地域コミュニティによる農村資源の保全・継承（耕作放棄地の減少など）	東吾妻町	農村資源の保全継承に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		中山間地域等直接支払交付金 集落協定 17 協定 ・事業内容 農用地・農道・水路の維持管理や鳥獣対策等を行う中山間地域等の農業集落に対する支援 ・事業の必要性 集落で農用地等の継続的な維持管理を行うことにより耕作放棄地発生防止効果が見込める。 ・事業効果 耕作放棄地の発生防止 水源涵養、国土保全等の多面的機能の増進	東吾妻町	農村資源の保全継承に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		環境保全型農業直接支払事業 ・事業内容 環境保全に効果の高い営農活動（有機農業や秋耕等）に対する支援 ・事業の必要性 農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため。 ・事業効果 自然環境の保全 生物多様性の保全 耕作放棄地の発生防止	東吾妻町	農村資源の保全継承に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
	商工業・6次産業化	小口資金保証料補助事業 ・事業内容 融資を受ける中小企業者の負	東吾妻町	町内企業の振興に資するもので事業

		担の軽減を図るため、保証協会が保証料率を通常の保証料率より低率にした場合には、保証協会に対して、通常の保証料との差額の2分の1を限度として、補助を行う。 ・事業の必要性 群馬県と提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、町内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補う。 ・事業効果 小口の事業資金の融資を促進するとともに、町内中小企業の振興を図る。		の効果は将来に及ぶものである
		商工業経営振興資金利子補給事業 小口資金等の制度資金の利子補給 ・事業内容 商工業経営振興資金利子補給金の交付 ・事業の必要性 中小商工業者の経営の近代化等に必要な資金の融資を円滑にするため、利子補給の措置を講じ、商工業の振興を図る。 ・事業効果 中小商工業の事業継続と拡大	東吾妻町	町内企業の振興に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		ぐんま技術革新チャレンジ補助金 ・事業内容 東吾妻町と群馬県が連携して、中小企業が行う新技術及び新製品に関する開発の推進を支援するため、新技術・新製品の開発に要する経費に対して補助金を交付 ・事業の必要性 中小企業者が従来にはなかった機能・性能・用途・意匠・販路等を有する製品・商品、あるいは現在の製品・商品と原材料や生産加工技術等を異にし、その大きな向上が見込める製品・商品の開発を促進する。 ・事業効果 中小商工業の事業継続と拡大	東吾妻町	町内企業の振興に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		東吾妻町中小事業者持続化及びSDG s 推進補助金 ・事業内容 町内中小事業者が持続可能な開発目標を達成するための事業又は新規顧客獲得のための事業に対し、その経費の一部を補助	東吾妻町	

する。 ・事業の必要性 町内中小事業者の事業の継続及び拡大 ・事業効果 町内商工業の活性化		
商工会運営補助事業 ・事業内容 東吾妻町商工会の運営事業に伴い発生する諸問題を検討し、対策等を樹立・実施する活動に對し、必要な経費の一部を補助する。 ・事業の必要性 商工会の適正な運営 ・事業効果 町内商工業者に対するサポートの充実	東吾妻町	町内企業の振興に資するもで事業の効果は将来に及ぶものである
商工会買い物弱者対策補助事業 ・事業内容 商工会が、買い物弱者の買い物の代行を行う事業に対し補助金を交付する。 ・事業の必要性 買い物弱者の生活を支援するため。 ・事業効果 町内商店の活性化、生活に不安のある弱者の見守り	東吾妻町	町内商工業の活性化に繋がり事業の効果は将来に及ぶものである
街路灯維持活動補助事業 ・事業内容 東吾妻町商工会街路灯維持の活動補助 ・事業の必要性 街路灯の維持と夜間の安全対策のため。 ・事業効果 商工業の活性化と夜間の安全	東吾妻町	町内商工業の活性化に繋がり事業の効果は将来に及ぶものである
住宅新築改築等補助事業 ・事業内容 町内に本社・本店を有する事業者を利用した、住宅の新築又は改修等の費用の一部を補助する。 ・事業の必要性 住宅建設・改修を促進し、福祉の向上を図る。 ・事業効果 町民の住環境向上	東吾妻町	町内商工業の活性化に繋がり事業の効果は将来に及ぶものである

観 光

町内商工業の活性化		
空き店舗利活用支援事業 ・事業内容 新規出店者が空き店舗を賃借し、新たに出店をする場合、当該賃借料の一部を補助する。 ・事業の必要性 商業の活性化を図るため、空き店舗を商業施設等として利用する新規出店者が行う事業を支援する。 ・事業効果 商業の活性化 雇用創出	東吾妻町	町内商工業の活性化に繋がり事業の効果は将来に及ぶものである
企業立地促進事業 ・事業内容 東吾妻町への事業所新設、又は町内事業者の施設や設備の増設に対し奨励金を交付する ・事業の必要性 町内産業活動の活性化と雇用機会の拡大を図る ・事業効果 町内産業の活性化と雇用拡大	東吾妻町	町内商工業の活性化に繋がり事業の効果は将来に及ぶものである
地域共創型拠点施設整備事業 ・事業内容 買い物支援機能、地域交流機能及び情報発信機能を有する地域共創型拠点施設の整備 ・期待される効果 地域住民の生活利便性向上、地域コミュニティの維持及び地域経済の活性化を図る	東吾妻町	観光客の誘致に繋がるもので事業の効果は将来に及ぶものである
観光キャンペーン・パンフレット印刷・グッズ作成・多言語ガイド整備事業 ・事業内容 観光キャンペーンに必要なパンフレットPR用品の作成及び外国人向けの案内整備 ・事業の必要性 観光情報の発信体制の強化 ・事業効果 海外からの観光客にも対応できる観光客誘致及び地域の活性化	東吾妻町	観光客の誘致に繋がるもので事業の効果は将来に及ぶものである
観光協会運営補助金 ・事業内容 東吾妻町観光協会の運営事業	東吾妻町	観光客の誘致に繋がるもので事業

に伴い発生する諸問題を検討し、対策等を樹立し、実施する活動に対し必要な経費の一部を補助する。		の効果は将来に及ぶものである
・事業の必要性 観光協会の適正な運営 ・事業効果 町の観光案内の充実		
忍びの町ひがしあがつま推進事業 ・事業内容 「真田丸」を契機としてクローズアップされた「吾妻忍者」を有効活用し忍者を核とした情報発信・交流を進める。 ・事業の必要性 豊かな心を育む学びの町として歴史・文化の発信と交流の拡大 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	観光客の誘致に繋がるもので事業の効果は将来に及ぶものである
東吾妻ふるさと祭・すいせん祭MTBライド補助事業 ・事業内容 観光振興の効果が期待できる事業を実施する団体に対し、当該事業に要する経費の一部を補助する。 ・事業の必要性 地域の自然や景観、歴史、文化、産業等豊かな観光資源を積極的に活用し、「住民協働のまちづくり」を推進する。 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	観光客の誘致に繋がるもので事業の効果は将来に及ぶものである
キャンプ場管理運営事業 温川キャンプ場、あづま森林公園キャンプ場 ・事業内容 温川キャンプ場・あづま森林公園キャンプ場の管理運営 ・事業の必要性 地域の自然豊かな景観を観光資源に積極的に活用する。 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	観光客の誘致に繋がるもので事業の効果は将来に及ぶものである
ふるさと祭阿波踊り出演事業 ・事業内容	東吾妻町	観光客の誘致に繋がる

		ふるさと祭りに阿波踊りの団体を招待し祭りを活性化する。 ・事業の必要性 東吾妻町と杉並区の交流を促進 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化		もので事業の効果は将来に及ぶものである
		観光宣伝事業 観光宣伝P R 事業 ・事業内容 観光宣伝に必要なパンフレットP R 用品の作成・S N S を活用した情報発信 ・事業の必要性 観光情報の発信体制の強化 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	観光客の誘致に繋がるもので事業の効果は将来に及ぶものである
		町営温泉施設管理運営事業 ・事業内容 町営温泉施設の管理運営 ・事業の必要性 産業振興・住環境の整備・観光基盤の整備を進める。 ・事業効果 地域住民の健康増進及び観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	観光客の誘致及び住民の健康増進に繋がるもので事業の効果は将来に及ぶものである
		自転車型トロッキ運行管理事業 ・事業内容 J R 吾妻線の付け替え線路を利用した自転車型トロッキの運営 ・事業の必要性 町民、観光客その他本町を訪れる者に自転車型トロッキを貸し出すことにより、本町の観光振興及び吾妻峡周辺地域の地域振興を図る。 ・事業効果 観光客の誘致及び地域の活性化	東吾妻町	観光客の誘致に繋がるもので事業の効果は将来に及ぶものである
		起業支援補助金 ・事業内容 本町に住所を有する50歳未満の者が、起業又は事業承継するために要する経費に対し、補助金を交付する。 ・事業の必要性	東吾妻町	若者定住及び雇用創出に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである

その他

		本町への移住定住を促進するため、町内における起業を支援し、地域経済の活性化と働く希望をかなえやすい環境醸成を図る。 ・事業効果 定住促進と雇用の創設 生産年齢人口の増加		
		公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却 ・事業の必要性 風水害等による建物の飛散、老朽化による崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念される。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。	東吾妻町	除却 公共用地の有効利用に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	東地区情報通信基盤設備維持管理 ・事業内容 東地区のFTTH光通信網の構築 ・維持・管理 ・事業の必要性 一般企業的高速通信設備未整備地域のため高速通信手段の提供が必要 ・事業効果 東地区の町民が高速通信が利用可能となる。	東吾妻町	情報通信設備の維持管理に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		岩島・坂上地区地域情報通信基盤整備施設維持管理 ・事業内容 岩島・坂上地区に設置した光ファイバケーブル等の情報通信施設の維持管理するもの。 ・事業の必要性 当地区内において高速インターネットサービスを引き続き提供するために継続して必要となる。 ・事業効果 地域住民が安定的な高速インターネットサービスを享受することに寄与している。	東吾妻町	情報通信設備の維持管理に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		統合型GISの整備・維持管理 ・事業内容	東吾妻町	行政サービスの向上に

		既存の地図データを統合し、市内横断型のデータ共有を可能にする。 ・事業の必要性 デジタルガバメントの実現に向け統合型GISを導入する。 ・事業効果 住民に対する行政サービスの向上 行政業務の効率化		資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	広域バス路線の運行 ・事業内容 乗合バスの運行 ・事業の必要性 地域公共交通の活性化により、住民の利便性向上に寄与するもの。 ・事業効果 交通弱者の移動手段の確保	東吾妻町	地域公共交通の活性化に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
	その他	橋梁定期点検 N=271橋 ・事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検 ・事業の必要性 橋梁の老朽化に伴う損傷の増加を抑えるため、予防保全型の点検を実施する。 ・事業効果 橋梁の長寿命化 維持管理費の削減	東吾妻町	橋梁の長寿命化に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却 ・事業の必要性 風水害等による建物の飛散、老朽化による崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念される。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。	東吾妻町	除却 公共用地の有効利用に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	地域防災拠点整備事業 ・事業内容 防災広場、防災トイレ、防災倉庫、非常用電源設備、情報通信機能、物資集配機能等を備えた地域防災拠点の整備 ・事業効果 災害時における住民の安全確	東吾妻町	防災に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである

	その他	保、避難者及び帰宅困難者への支援体制の強化、物資供給・情報提供機能の確保並びに地域生活拠点としての機能向上		
		空家除却費補助事業 - 事業内容 空家の除却を希望される方に除却工事費の3分の1（上限50万円）を補助する。 - 事業の必要性 町内の景観を保全し、町民の安心・安全な暮らしを確保するため。 - 事業効果 空家の隣地への倒壊や住環境の悪化の防止	東吾妻町	生活環境の悪化防止に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		公共施設等の解体撤去事業 - 事業内容 廃止予定施設等の除却 - 事業の必要性 風水害等による建物の飛散、老朽化による崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念される。 - 事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。	東吾妻町	除却公共用地の有効利用に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		内水リスクマネジメント推進事業 事業内容 雨水管理総合計画の策定 事業の必要性 想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域図策定し、浸水被害発生を予防 事業効果 浸水災害に強い防災町づくりに必要な情報発信の強化と、住民等の防災意識の向上	東吾妻町	防災に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て支援事業 - 事業内容 妊産婦・乳幼児に対して必要に応じて健康診査、相談等を実施する。 - 事業の必要性 母子保健は一生の健康を築く出発点として家族にとって健康への関心を高める入口として重要である。	東吾妻町	子育て環境の確保に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである

・事業効果 母子に対する健康の保持増進		
放課後児童健全育成事業 ・事業内容 放課後児童クラブを設置し、利用を希望する小学校児童に対し保育を実施。 ・事業の必要性 放課後及び長期休業日において、保護者が就労等により不在となる児童の居場所を確保する。また、生活及び遊びの場として、保護者が安心して労働できるための環境整備。 ・事業効果 放課後等の児童の安全安心な居場所の確保。支援員による生活指導や、遊びを通じた児童の健全育成、及び子育て環境の充実。	東吾妻町	子育て環境の確保に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
出産祝金支給事業 ・事業内容 児童の誕生の際に第1子5万円、第2子10万円、第3子20万円を支給 ・事業の必要性 児童の健全育成をはかるもの。 ・事業効果 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	東吾妻町	子育て環境の確保に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
子育て支援金事業 事業内容 年度内に1歳及び2歳に達する児童を養育する保護者に対象児一人につき3万円を支給 事業の必要性 児童の健全育成をはかるもの。 事業効果 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	東吾妻町	子育て環境の確保に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
一時預かり事業 ・事業内容 保育所やこども園に通っていない乳幼児を一時的に、保育所やこども園等で、有料で預かる事業。 ・事業の必要性	東吾妻町	子育て環境の確保に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである

高齢者・障害者福祉	保護者の肉体的・精神的負担軽減のため。 ・事業効果 子育て支援の充実、安心して子どもを産み育てられる環境づくり。		
	乳児等通園支援事業 ・事業内容 保育所に通っていない乳児を一時的に、保育所等で有料で預かる事業 ・事業の必要性 全てのこどもの育ちを応援しこどもの良質な成育環境を整備する。 ・事業効果 子育て支援の充実、安心して子どもを産み育てられる環境づくり 保育士と関わることで孤立しがちな保護者の相談支援につながる。	東吾妻町	子育て環境の確保に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
	敬老祝金支給事業 ・事業内容 80・85・90・95・100歳時に長寿を祝して祝金を贈呈する。 ・事業の必要性 健康寿命の延伸に寄与するもの。 ・事業効果 健康寿命の延伸	東吾妻町	高齢者の保健及び福祉の向上・増進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
	敬老行事補助事業 ・事業内容 敬老会の開催に係る費用にたいし補助する。 ・事業の必要性 高齢者間の交流・親睦を深めることに寄与するもの。 ・事業効果 高齢者間の交流・親睦	東吾妻町	高齢者の保健及び福祉の向上・増進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
	在宅介護慰労手当支給事業 ・事業内容 介護度4及び5の高齢者を在宅で介護する者への慰労金を支給する。 ・事業の必要性 在宅介護に対する安心感を提供することに寄与するもの。 ・事業効果 在宅介護者への安心感の提供	東吾妻町	高齢者の保健及び福祉の向上・増進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである

緊急通報システム設置事業 ・事業内容 ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時に安否確認を行う装置を設置する。 ・事業の必要性 高齢者の安全安心な生活に寄与するもの。 ・事業効果 高齢者の安全・安心な生活	東吾妻町	高齢者の保健及び福祉の向上・増進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
老人クラブ運営費補助 ・事業内容 地域で活動する老人クラブへ補助金を支給する。 ・事業の必要性 生きがいきづくりや、高齢者間の親睦・交流に寄与するもの。 ・事業効果 生きがいきづくり 高齢者間の親睦・交流	東吾妻町	高齢者の保健及び福祉の向上・増進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
シルバー人材センター運営事業 ・事業内容 高齢者の就業機会の拡大と能力を活かし、臨時的・短期的な仕事を引き受け、地域社会に貢献する。 ・事業の必要性 高齢者の生きがいや社会参加の充実などに寄与するもの。 ・事業効果 高齢者の生きがいきづくり・健康維持・社会参加・福祉の増進	東吾妻町	高齢者の保健及び福祉の向上・増進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
精神障害者施設負担金 ・事業内容 障害のある人を対象として創作的活動等、社会との交流促進などの機会を提供する施設への負担金 ・事業の必要性 精神障害をお持ちの方やご家族が地域で安心して日常生活を送ることができるように支援が必要であるため。 ・事業効果 精神障害者やその家族が地域で安心して生活ができる。	中之条町 高崎市	障害者の保健及び福祉の向上・増進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
ひがしあがつま地域活動支援センター運営事業	東吾妻町	障害者の保健及び福祉

健康づくり		・事業内容 障害者(児)の社会との交流を促進するために、創作的活動や交流、生産活動の機会の提供 ・事業の必要性 社会参加促進の支援により、障害者(児)の自立などに寄与するもの。 ・事業効果 障害者(児)の社会活動への積極的参加及び自立の促進		の向上・増進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		多機能型障害福祉サービス事業所運営費負担金 ・事業内容 障害者(児)の社会参加・就労を促進するために、創作的活動や生産活動の機会の提供及び生活能力向上のための援助。 ・事業の必要性 社会参加・就労促進の支援により、障害者(児)の自立などに寄与するもの。 ・事業効果 障害者(児)の社会活動への積極的参加・就労及び自立の促進	社会福祉法人	障害者の保健及び福祉の向上・増進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		特定疾患等患者見舞金支給事業 ・事業内容 特定疾患等の患者及び保護者に見舞金を支給する。 ・事業の必要性 特定疾患等の患者及び保護者の生活の安定と福祉の増進に寄与するもの。 ・事業効果 特定疾患等の患者及び保護者の生活の安定と福祉の増進	東吾妻町	福祉の向上及び増進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		住民健診、各種がん検診等の実施 ・事業内容 町内外の指定医療機関と委託契約をし、住民検診、各種がん検診を実施 ・事業の必要性 住民健診、がん検診を受けることで疾病を早期に発見でき、さらに治療を行うことで死亡率が低下する。 ・事業効果 住民健診の効果として生活習慣病の予防、医療費の抑制。がんを早期発見する事によりがんによる死亡率が低下する。	東吾妻町	町民の健康づくりに資するもので事業の効果は将来に及ぶものである

その他	健康増進事業、食育推進事業	東吾妻町	町民の健康づくりに資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
	・事業内容 町民の健康寿命の延伸と生活の質の維持向上に向けて健康課題の優先順位の決定から事業実施、評価、改善まで総合的に実施する。 ・事業の必要性 超高齢少子社会を迎え、病気や介護の負担が増える中、健康な社会を目指す必要がある。 ・事業効果 生活習慣の改善および健康づくりに必要な環境整備を進め、一人ひとりがより豊かで満足できる人生を全うできるように支援する。併せて持続可能な社会の実現を図る。		
	社会福祉協議会運営費補助	東吾妻町	社会福祉の増進等に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
	・事業内容 社会福祉協議会の運営費の一部として補助金を交付する。 ・事業の必要性 住民の参加する福祉活動を推進し、地域の福祉課題等を協働的努力によって解決することに寄与するもの。 ・事業効果 社会福祉の増進 地域共生社会の実現		
	福祉医療費給付事業	東吾妻町	健康増進等に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
	・事業内容 保険診療医療費の自己負担分を公費で負担 ・事業の必要性 子ども、重度心身障害者、母子家庭及び父子家庭の親と子の健康管理の向上と福祉の増進に寄与するもの。 ・事業効果 健康増進		
	「ささえ愛つながり愛」みんなの福祉サポート事業	東吾妻町	健康増進等に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
	・事業内容 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制の構築 ・事業の必要性 地域住民の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制		

		では解決することが難しい狭間のニーズを抱える事例が増加しているため。 ・事業効果 地域共生社会の実現		
		公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却 ・事業の必要性 風水害等による建物の飛散、老朽化による崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念される。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。	東吾妻町	除却 公共用地の有効利用に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
7 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業 その他	吾妻広域圏救急医療費負担金 ・事業内容 吾妻広域圏の救急医療体制の整備及び確保のための医療費を構成町村で応分負担する。 ・事業の必要性 吾妻圏域には大規模病院がないことから緊急時の搬送体制の整備強化が求められる。 ・事業効果 高規格救急自動車の計画的な配備 救急医療体制の確保	吾妻広域町村圏振興整備組合 東吾妻町	医療体制の確保に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		原町赤十字病院医師確保対策補助 事業内容 病院における業務の実施に必要な医師の確保に対策に係る経費を助成する 事業の必要性 原町赤十字病院は、郡内でも重要な公的病院であり住民に対してニーズに応じた医療を提供する必要があるため 事業効果 助成することにより、必要な医師を確保することができ住民ニーズに対応した医療を提供できる	東吾妻町	医療体制の確保に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
8 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業 義務教育	外国青年招致事業4名 外国語教育コーディネーター事業1名 ・事業内容 こども園に外国語教育コーディネーターを、小中学校に外国青年を派遣し、英語教育を	東吾妻町	教育の振興等に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである

		行う。 ・事業の必要性 外国語教育の充実及び国際理解促進による語学力の向上や国際的な感覚を身につけた人材の育成に必要 ・事業効果 ・外国語教育の充実 ・国際理解促進 ・語学力の向上		
		スクールバス運行業務委託 ・事業内容 遠距離通学となる小・中学校の児童・生徒が利用するスクールバスの運行。 ・事業の必要性 遠距離通学となる児童・生徒の通学手段及び通学路の安全を確保するために必要。 ・事業効果 遠距通学となる児童・生徒の通学手段及び通学路の安全性を確保。	東吾妻町	教育の振興等に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		給食費の無償化 ・事業内容 こども園及び小中学校における園児、児童、生徒にかかる給食費の全額免除 ・事業の必要性 子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るため。 ・事業効果 子育て支援の充実	東吾妻町	教育の振興等に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却 ・事業の必要性 老朽化による建物等の崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念されるため。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用	東吾妻町	除却 公共用地の有効利用に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	行政事務連絡業務委託 ・事業内容 広報紙及び周知文書等の配布 回覧及び回収 住民の要望等の取りまとめ及	東吾妻町	集落の持続的発展に資するもので事業の効果は将来に及

		び伝達 町政の事務事業の連絡調整及び協力 区域の住民の把握等 ・事業の必要性 行政の円滑なる運営に資することを目的としている。 ・事業効果 地域の連帯感、共同意識の醸成及び発展に寄与できる。		ぶものである
		住民センター用地土地賃借料補助 ・事業内容 行政区等が他から土地を借用し住民センターを所有又は管理している場合に、町が借地料の一部を補助 ・事業の必要性 行政区等の負担の軽減を図ることを目的としている。 ・事業効果 地域の連帯感、共同意識の醸成及び発展に寄与できる。	東吾妻町	集落の持続的発展に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		住民センター整備事業補助 ・事業内容 住民活動の拠点となる住民センターの建設、増改築及び備品等の整備を行う場合、町が事業費の一部を補助 ・事業の必要性 行政区等の負担の軽減を図ることを目的としている。 ・事業効果 地域の連帯感、共同意識の醸成及び発展に寄与できる。	東吾妻町	集落の持続的発展に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		集落活性化事業 ・事業内容 地域の実情に応じ、サービスステーション等の導入を推進する。 ・事業の必要性 人口減少や少子高齢化等に伴い、日常生活に必要な生活サービスの維持が困難となっているため。 ・事業効果 ・生活インフラの維持、買い物燃料供給環境の確保、地域コミュニティの維持及び地域防災力の向上が期待できる。	東吾妻町	集落の持続的発展に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
10 地域文化の振	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化財活動団体の育成・支援	東吾妻町	地域文化の振興に資す

興等	地域文化振興	・事業内容 地域の文化財保存団体へ活動補助金を交付する。 ・事業の必要性 活動費用を支援することにより文財保護活動の継承を図る。 ・事業効果 文化財保存活動の継続 住民による文化財保護活動の推進		るもので事業の効果は将来に及ぶものである
		民俗文化財の記録保存 (デジタル映像化) ・事業内容 無形文化財等の映像等デジタル記録の保存 ・事業の必要性 無形文化財のデジタル映像で記録保存をし保存活動に寄与する。 ・事業効果 無形文化財の映像記録保存 伝統技術・芸能の保存	東吾妻町	地域文化の振興に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設等の除却 ・事業の必要性 風水害等による建物の飛散、老朽化による崩壊等を原因とする近隣への被害が懸念される。 ・事業効果 周辺への被害防止 町有地の有効活用を図る。	東吾妻町	除却 公共用地の有効利用に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		箱島湧水発電事業の運営 ・事業内容 P F I 事業制度を利用した小水力発電施設の運営 ・事業の必要性 地域資源である箱島湧水を有効活用する。 ・事業効果 小水力発電実施によ温室効果ガス排出量削減 事業実施による収益	東吾妻町	P F I 再生可能エネルギーの利用促進に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金 ・事業内容 一定要件を満たした住宅用再生可能エネルギーシステム設置費の支援	東吾妻町	再生可能エネルギーの利用促進に資するもので事業の効果は将来に及ぶもので

		・事業の必要性 積極的な自然エネルギー利用を支援し、循環型まちづくり推進と環境への高揚を図るため。 ・事業効果 新エネルギーの活用促進		ある
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	広報・広聴活動の推進 ・事業内容 町内に在住する人を対象に広報紙などを用いて周知 ・事業の必要性 町の方針や考え方・施策を住民に「分かりやすく知らせる」という役割に寄与 ・事業効果 町の現状や課題、今後のまちづくりに関する情報や学習機会の提供を図り、町民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を促進	東吾妻町	まちづくり意識の高揚等に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである
		公共施設等の解体撤去事業 ・事業内容 廃止予定施設の除却 ・事業の必要性 除却が遅れることで、風水害等により建物が飛散し近隣に被害が及ぶ。獣等の住処となってしまう。老朽化が進み、崩壊してしまう。 ・事業効果 速やかに除却することで、町有地を有効に活用することができる。	東吾妻町	除却 公共用地の有効利用に資するもので事業の効果は将来に及ぶものである

